

広報

みず

[KOHO-MIBU]

2019
JANUARY
1月号
No.716



ごあいさつ



壬生町長
小管 一弥

新年明けましておめでとうござ
います。

皆様におかれましては、輝かし
い年をお迎えのこととお喜び申し
上げます。

お陰様を持ちまして、本町のま
ちづくりも順調に進んでおり、こ
れも町民の皆様のご支援ご協力の
賜物と心より感謝を申し上げます。

昨年は、私が無投票にて再選を
はたし、引き続き町政の舵取り役
として三期目を任せられ、新たなス
タートを切った重要な年でありま
した。これもひとえに、町民皆様
の方のあたたかなご支援の賜物であ
ると感じており、あらためて御礼
申し上げます。

さて、昨年の国内の主な出来事
を振り返ってみますと、社会経済
情勢は、長期間にわたり緩やかな
景気回復が続く中、社会保障制度
の財源確保を目的とした5年ぶり
の消費税率の増税は、各業界のみ
ならず、一般家庭にとっても、大
きなニュースでありました。

また、日本各地で例年以上に発
生した台風や地震、そして災害レ
ベルの記録的な暑さなどにより、
多くの犠牲者を出した年でもあり

ました。特に、7月の広島県を中
心に甚大な被害をもたらした「西
日本豪雨」では、12府県で200
人以上の犠牲者を出す大惨事とな
り、今なお不自由な生活を余儀な
くされている方もおられます。被
災された皆様には、心よりお見舞
い申し上げます。

一方、明るい話題としては、平
昌冬季オリンピック・パラリンピ
ックが開催され、多くの日本人選
手が活躍し、国内を大いに盛り上
げてくれました。また、メジャー
リーグの大谷翔平選手やテニスの
大坂なおみ選手など、世界を舞台
に多くの若いスポーツ選手が活躍
した輝かしい一年でもありました。

このように多くの話題に彩られ
た国内の状況同様、本町も多くの
話題であふれた1年でありました。
ここで、町の主な取り組みにつ
いて申し上げます。

まずは「新庁舎整備」にも掲げ
ております『新庁舎整備』に関し
てですが、これは、昨年、最も大
きな進展を見せた事業の一つであ
ったと感じております。住民サー
ビスや住民との協働事業の拠点と
しての役割だけでなく、防災拠点

としての機能も十分に発揮できる
ことが求められる中、町議会議員
の皆様、町民の皆様方と議論を重
ね、新庁舎建設地の決定に至るこ
とができました。今後も、国や県
の支援のもと、多くの皆様のご意
見等を伺いながら、この先50年、
町のシンボルとして輝く「新庁舎」
を目指し、事業推進に努めてまい
ります。

次に、『観光の振興』について
ですが、昨年1月に、町のPR、
イメージアップを図るため、町内
外で活躍される8名の方に「壬生・
ふるさと特別夢大使」等に就任し
ていただきました。また、4月か
ら6月まで、「本物の出会い 栃
木」デスティネーションキャンペーン
(DC)が行われ、「日本一
のおもてなし」を目指し、期間中
の各種イベントでは、町外・県外
から訪れた多くの観光客に本町の
魅力を発信することができまし
た。本年も、アフターDCが予定
されていることから、昨年以上の
“おもてなし”で、多くの方をお
迎えしたいと考えております。

次に、『文化・教育の振興』で
は、町がこれまで取組んできた「論
語」教育の成果が認められ、20
20年に「全国藩校サミット壬生
大会」の開催が決定しました。町
として開催するのは全国で初めて
という快挙でもあり、大会への機
運をさらに盛り上げるため、今年
開催するプレ大会では、「町民1
000人による論語大朗誦」を予
定するなど、今後も、PR活動や
各種関係機関等との連携強化を積
極的に図り、本大会を迎えたいと
考えております。

次に、『子育て支援・環境の充
実』では、町の将来を担う子ども
たちが、夢と自信をもって、未来

目次

- 2 新年のごあいさつ
- 4 第7回壬生町ゆうがおマラソン大会
- 6 まちトピ
- 10 壬力がキラリ 第3回
石橋地区消防組合 壬生消防署
- 11 俳優 栗原英雄さん凱旋トーク
ライブ開催!!
- 14 歴史民俗資料館だより
- 15 月刊マイナンバー
- 19 所得税、住民税Q&A
- 29 相談、催し・講座
- 30 募集
- 33 お知らせ
- 36 介護
- 37 スポーツ
- 38 こども
- 41 1月16日～2月15日のカレンダー

表紙写真：12月2日(日)に開催された第7回
ゆうがおマラソン大会の様子です。
今年も高橋尚子さんをゲストとしてお迎えし、
大勢の参加者と走ったり、ハイタッチをして
いただきました。

に向かつて羽ばたいていけるよう、
学童保育の充実や放課後子ども教
室の設置などを進めており、今後
も、関係者のご意見を踏まえな
がら子育て環境の充実を図ってま
いります。また、出産から育児ま
で、多様化するニーズにも対応し
た子育て支援にも取り組んでまい
ります。

次に、『健康長寿のまちづくり』
では、「みぶまち・獨協健康大学」
や「健康マイレージ事業」などを
推進してきた結果として、健康寿
命が大幅に延伸するなどの大きな
効果を得ることができました。引
き続き、健康意識の高揚と知識の
普及啓発に努めていくとともに、
医療・介護の連携により、高齢者
の皆様が、健康で安全・安心に暮
らせる環境づくりを進めてまいり
ます。

次に、『スポーツの振興』では、
町内14か所に設置したボルダリ
ングウォールを健康づくりや体力づ
くり、そして、正式競技として採
用された「東京オリンピック」や
「いちご一会とちぎ国体」へ、本
町から代表選手が輩出されること
を目指し、幅広い世代の方にご利用
いただけるよう競技の普及を図
ってまいります。

最後に、『都市基盤の整備』で

は、「六美地区北部区画整理事業」、
昨年起工式が行われました。「下稲
葉地区圃場整備事業」など、町の
将来像を大きく左右する大型のハ
ード事業も、地元住民の皆様方
のご理解とご協力により順調な進捗
を見せており、今後も、国・県な
どと連携を密にしながら効率的な
事業の推進を図ってまいります。

また、生活道路等については緊急
性等を勘案しながら、順次、整備
を行うとともに、上・下水道、農
業集落排水については、全町給水
に向け、計画的な整備を進めてま
いります。

以上、主な取組みを申し上げます
でしたが、町を取り巻く環境は、年々
厳しさを増し、取り組むべき課題
も複雑・多様化しております。

また、今年、「平成」が終わ
り、新たな時代が幕を開ける節目
の年でもあります。本町も、新た
な気持ちの中、多くの資源を効果
的に活用し、人口減少時代のさな
か、人口増を目指した、攻めのま
ちづくりを念頭に、充実した輝
かしい一年を送ってまいります。

年頭に当たり皆様方のご多幸を
祈念いたしますとともに、本年も
格段のお力添えを賜りますようお
願い申し上げます、新年のご挨拶とさ
せていただきます。

新年の

新年あけましておめでとうございませう。町民の皆様におかれましては、希望に満ちた平成31年の新年を、晴れやかに迎えたいと心よりお慶び申し上げます。

重ねて、日頃より町議会活動に対し深いご理解とご協力を賜りまして、誠にありがとうございます。

昨年、町議会は町議会選挙による改選があり、新人3名を含む総勢16名の新たな顔ぶれでスタートを切りました。町民の皆様への負託に応えるべく、任期4年の職責を全力で全うしていくとの決意を新たにした次第であります。

さて、昨年を振り返りますと、平昌冬季オリンピック・パラリンピックにおいて史上最多とな

る23個のメダルを獲得し、日本中が大いに沸き上がりました。

今回の活躍が56年振りに開催される、東京オリンピック・パラリンピックへとつながっていくことを期待するものであります。

また、将来への期待という点では、一昨年、町内全14か所にボルダリング施設が整備されました。ボルダリングは、東京オリンピックで追加競技に決定された注目度の高いスポーツであり、2022年の「いちご一会」とちぎ国体」では、本町が競技の会場地とされており、本町出身の選手が世界の舞台に羽ばたき活躍することに期待が高まることと見られます。

そのような中、町の近況に目を向けてみますと、おもちゃのまちに県内最大規模を誇るホテ

ルである「ホスピタルイン獨協医科大学」がオープンしました。

病院と連携した真に社会に役立つ新しいコンセプトの宿泊施設として、今後さらに町全体の経済の活性化と、町が大きく発展する要因になるものと期待をしております。

また、江戸時代の全国各藩の子孫が一堂に会する「第18回全国藩校サミット」が2020年に本町で開催されることになりました。壬生の素晴らしい歴史に息づく、優れた教育の伝統や精神を次代に活かすために、また、町の魅力を全国に発信するための好機になると考えております。

あらためて、国内の出来事を振り返りますと、地震や台風など多くの災害が発生した年でもありました。本町においても引き続き、防災・減災事業を促進していく必要性を強く感じているところと見られます。

町が2021年3月の完成を目指している新庁舎建設の基本的な考え方の一つに、「災害に強く、防災の拠点となる庁舎」があります。町民の皆様への安全・安心な暮らしを支える防災拠点

としての機能を十分に発揮できる庁舎となるよう取り組んでまいります。新たに建設する庁舎には、防災機能以外にもまちづくりや、町民サービスの拠点としての役割も求められております。

我々町議会は、一昨年の9月議会において議会庁舎建設特別委員会を立ち上げ、全町的な視点から、事業に対する協議を重ね、議論を深めてまいりました。そして、執行部が策定した新庁舎建設基本構想や基本計画に対して、建設的な意見や提案等を町議会として取りまとめ、提言書や意見書として町へ提出いたしました。今後も町議会が二元代表制の一翼として、執行部に対して適宜提言を行っていきたいと考えております。

また、町議会におきましては、町民に開かれた議会の取り組みとして、第3回目となります「議会と住民との懇談会（トーク&ディスカッション）」を本年4月に開催させていただきたく準備を進めております。皆様から議会に対する貴重なご意見を頂くことは、我々議員にとっても大変有意義な機会と捉えてお

りますので、是非多くの方々に会場に足をお運びいただき、よろしくお願いいたします。

さらに、秋ごろには、「中学生模擬議会」の開催を計画しております。中学生に地方自治や議会の仕組みを知ってもらい、町政への関心を高めるきっかけになればと考えております。

これからも住民の視線を何よりも大切に、議員一人ひとりが研鑽に努め、資質の向上を図ることはもとより、議会の更なる活性化・透明化を推進するべく、不断の改革を続けていく所存でございます。

社会経済情勢の厳しい中ではありますが、人口5万人を目指して「誰もが住みたい」「住み続けたい」「住んでよかったと思える」そして、「選んでもらえる」まちづくりに取り組んでまいりますので、引き続き町議会に対しましてのご支援並びにご協力をお願い申し上げます。

結びに、壬生町の限らない繁栄と皆様方にとって本年が更なる飛躍の年になりますことをご祈念申し上げ、年頭のご挨拶とさせていただきます。



壬生町議会議長
榎井 聡



第7回 壬生町 ゆうがおマラソン大会



12月2日(日)、壬生総合公園陸上競技場及び周辺道路において第7回壬生町ゆうがおマラソン大会が開催されました。ゲストランナーに高橋尚子さんをお迎えし、青空の下で約2,500名のランナーが激走を展開しました。

レース終了後は、高橋尚子さんによる講評やオークションなどが行われ、大いに盛り上がりました。



このマラソン大会は、スポーツ振興くじ助成金を受けて開催されています



スポーツ振興くじ助成事業

大会結果 優勝者

10km

男子 高校生以上～29歳以下	栃木 祐輝	32分20秒
男子 30歳以上～49歳以下	加藤 修平	31分55秒
男子 50歳以上	大木 哲夫	37分59秒
女子 高校生以上～39歳以下	堀江 のぞみ	45分26秒
女子 40歳以上	高橋 雅子	41分36秒

5 km

男子 中学生	石井 達也	16分37秒
男子 高校生以上～29歳以下	大橋 陽	15分53秒
男子 30歳以上～49歳以下	石塚 真人	16分27秒

男子 50歳以上	萬羽 仁	16分48秒 大会新
女子 高校生以上～39歳以下	桑名 くるみ	18分43秒
女子 40歳以上	黒川 芳恵	20分36秒 大会新

3 km

男子 小学校(4～6年)	石川 湧史	9分54秒 大会新
女子 小学校(4～6年)	長島 彩音	11分01秒
女子 中学生	宇賀神 向日葵	10分45秒

2 km

親子ペア小学校(1～3年)	深井 聡・真生	7分06秒
ペア	秋沢 尚平・梁島 大空	7分37秒

壬生町内小学生から「ゆうがおマラソン大会」

応援メッセージ作品のご紹介

壬生町内の小学生 3年生～6年生が応援メッセージ（1,326作品）を作成しました。作品は、『ゆうがおマラソン大会』5km・10kmに参加される皆様へお届けしました。最優秀賞に選ばれました作品をご紹介します。



応援メッセージに対する参加者からのお礼の声

- 丁寧に心のこもったメッセージに感謝しました。完走証と一緒に大切に飾りたいと思います。
- 応援メッセージを頂きありがとうございます。また来年、必ず走りますので応援メッセージを頂けたらうれしいです。
- 応援メッセージのおかげで、すごく元気をもらい、頑張っ完走することができました。
- 応援メッセージを見つけ、思わず笑顔になりました。壬生町の小学生にエールを送ります。お友達と仲良く、勉強もスポーツもFight!

※たくさんの感想が寄せられましたが、全てを掲載できませんので、一部の紹介とさせていただきます。

壬生町ゆうがおマラソン大会出店売上金を町へ



みぶまち地域活性化21（大橋良平会長）は、12月2日（日）、壬生町総合公園陸上競技場で開催された、第7回壬生町ゆうがおマラソン大会に出店の協力をしました。このたび当日参加した16店舗の皆様から、売上金の一部をまちづくりに役立てて欲しいと、町に55,000円の寄附がありました。



壬生町3歳児よい歯のコンクール 表彰受賞

10月28日(日)、壬生町保健福祉センターにおいて「第32回壬生町健康ふくしまつり」が開催されました。その席上において、5月17日(木)に行われた「平成30年度壬生町3歳児よい歯のコンクール」で優秀な成績を修めた次の7組の方が表彰を受けました。

【3歳児よい歯の部】

最優秀賞

後藤 洵くん

優秀賞

新井 ももねちゃん

優良賞

海老沢 陽和ちゃん

優良賞

平川 直くん

優良賞

船生 弦侍くん

【親子の部】

最優秀賞

中野内 栞ちゃん

優秀賞

伊藤 美雨ちゃん

尚、7月11日(水)に県で行われました第3次審査において、後藤洵くんは最優秀賞を受賞されました。おめでとうございます。



南犬飼地区老人クラブ連合会 「さつまいも収穫&料理」で 保育園児と交流

10月30日(火)、やすづか保育園の年長組園児(11名)と南犬飼地区老人クラブ連合会(井上貞行会長)の皆さんが、さつまいもを収穫しました。

6月に苗を植えたさつまは大きく育ち、おじいちゃんおばあちゃんに手伝わってもらい二人三脚で掘り出し、からだ一杯に秋の实りを楽しみました。

また、11月14日(水)には、収穫したさつまいもを会員が料理した大学いもとふかし芋で、園児と会員が食事会をしました。

会員は、「美味しい美味しい」と食べおかわりする園児に、「美味しいかい! いっぱい食べな!」と話しかける等、笑顔いっぱい心の和む楽しい交流会となりました。



安全と安心を提供する まごころサービス 鈴木自動車販売グループ

ロータスクラブ壬生車検センター

鈴木自動車販売株式会社

壬生町安塚1170-6
TEL:(86)0798
FAX:(86)0903

新車・中古車販売 くるま市店

スズキ販売壬生

壬生町安塚793-18
TEL:(86)3188
FAX:(86)3172

オートサービス安塚給油所

スタンドスズキ

壬生町安塚874-3
TEL:(86)0368
FAX:(86)0368

サイクル&モーターショップ

鈴木輪業

壬生町安塚1935
TEL:(86)0012
FAX:(86)0903

フリーダイヤル(通話料 当社負担) 0120-12-0798



まちトピ

©核あおい



町発展への功労・功績をたたえ 自治功労者を表彰

永 年にわたり町政運営の推進、教育・文化の振興等で多大な功績を残された方々を称え、「平成30年度壬生町自治功労者表彰式」が、11月9日(金)に役場正庁で行われました。
今年、功労賞11名の方が受賞されました。

功 労 賞

受賞者(敬称略)

- 町議会議員として功績があったと認められる方……………大島 菊夫、落合 誠記、河野邊 恒雄
- 教育委員として功績があったと認められる方……………池 節子
- 交通指導員として功績があったと認められる方……………大場 フサ子
- スポーツ推進委員として功績があったと認められる方……………元 木 誠
- 統計調査員として功績があったと認められる方……………宇賀神 裕子、星 壽子
- 企画委員及び監査委員として功績があったと認められる方……………熱田 幸一
- 農業委員及び行政協力委員として功績があったと認められる方……………早乙女 誠
- 社会教育委員及び少年指導員として功績があったと認められる方……………村上 祥子

(該当条項順、職名順、50音順)



北方領土は歯舞群島、色丹島、国後島及び択捉島の北方四島で、祖国復帰が未だに実現されていないことから、署名を通じて国民一人ひとりの意思を北方領土返還実現に反映させようと、毎年父兄会の会員により活動しており、多くの方々から署名を頂きました。

北方領土返還要求促進の署名運動を実施

壬 生町自衛隊父兄会(関本和夫会長)では、健康ふくしまつり並びに町産業まつりの会場において署名活動を実施しました。

オストメイト対応前広便座贈呈 一般社団法人バリアフリー推進協会

11 月30日(金)、バリアフリー推進協会(柏木太郎代表理事)から町へ「前広便座」の贈呈がありました。この「前広便座」の寄贈は、オストメイトの方をはじめ、障害をお持ちの方、治療や介護を受けている方々が安心して利用できるトイレを推進する目的とされており、町を訪れた代表理事・理事から町長に手渡されました。寄贈された「前広便座」は、みぶハイウェーパークみらい館の多目的トイレに設置されました。





35th MIBU バドミントン大会

〔11月18日(日) 町総合運動場体育館〕

成績

- 男子ダブルス 優勝 寺内・名淵 組
- 混合ダブルス 優勝 清水・細井 組
- 女子ダブルス 優勝 舘野・橋本 組



優勝者のみなさん 後列左より 清水・細井・名淵・寺内
前列左より 舘野・橋本 (敬称略)

栃木県民スポーツ 大会で好成績!

10

月21・28日に県内各地で県民
スポーツ大会が開催され、熱

戦が繰り広げられました。

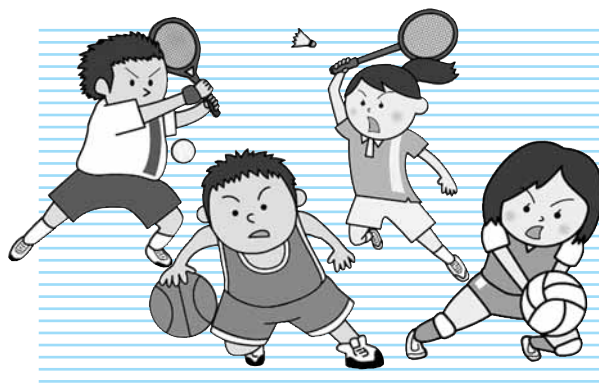
壬生町は16種目に出場し、剣道が

優勝、硬式テニスが準優勝、軟式野

球・バドミントン・バレーボール(男

子)・バスケットボール(男子)が第

3位に入賞しました!



中学生および青少年による地域活動の推進

第7回壬生町ゆうがおマラソン大会給水所中学生
スタッフが、心を込めてランナーにドリンクを提供
したり、あたたかい声援を送ったりしました!!

発行：壬生町教育委員会事務局生涯学習課
〒321-0292 壬生町通町12-22
TEL 0282-81-1873 / FAX 0282-82-0935
E-mail : gakusyu@town.mibu.tochigi.jp



【壬生町ゆうがおマラソン大会(12/2) 給水所スタッフとして参加した中学生の声】

- 給水所で「がんばってください」や「ファイト」など応援していたときに、マラソン大会の参加者から「ありがとう」とお礼を言われてうれしかった。自分も多くの人から応援されるような人になりたい。
- 中学生みんなで、ランナーに声をかけて応援したり、最高の笑顔をとどけたりすることができた。
- 中学生スタッフとしてマラソン大会に参加して、地域をおもう気持ちますます強くなりました。



まちトピ

「ウォーキング」と「レクリエーション」を開催

～下表町自治会～

11月11日(日)、下表町自治会(大山^{おおやま}登^{のぼる}会長)では、秋の行事として「ウォーキング」と「レクリエーション」が開催されました。当日は晴天に恵まれ、今年で第7回目の開催となる本行事は、「健康づくり・きれいなまちづくり・会員相互の親睦を深める」ことを目的に開催しています。

イベントには、総勢約400人の自治会会員が参加し、4グループに分かれ、ゴミ拾いとウォーキングのほか、輪投げ、グランドゴルフニアピン大会、大縄跳び、スリッパ飛ばし、じゃんけん大会などを行い、大いに盛り上がりました。

また、手作りの芋煮や焼きそばなどが振る舞われ、楽しいイベントになり、自治会の親睦を深めることができました。



町内の小学校へ新米を贈呈

J Aしもつけは、管内で栽培されている水稲の品種や味わいを知ってもらい、食に関する知識と食育を支援するため、町内の小学校(壬生小学校・睦小学校)全児童及び教職員へ新米を贈呈しました。

その贈呈式が11月8日(木)に壬生小学校で行われ、下野農業協同組合代表理事専務 荒川 清様から、壬生小学校を代表して、6年 中村 虎煌さんと神永 真菜さんへ、コシヒカリととちぎの星(各2合)が手渡されました。

中村さんと神永さんは、それぞれ給食委員長と給食委員書記を務めており、インタビューに対し、「とちぎの星は、初めて知りました。家族みんなで味わって食べた」と「農家の人が作ったお米を味わって食べたい」と笑顔で答えました。

納税表彰式

11月15日(木)、栃木商工会議所において平成30年度納税表彰式が行われ、栃木女子高等学校1年 車塚 陽姫さん(壬生中学校出身)が「税に関する高校生の作文」で栃木税務署長賞、壬生中学校3年 大橋 咲良さんが中学生の「税についての作文」で壬生町長賞を受賞しました。

「税の作文」は、将来を担う中学生・高校生が、税に関することをテーマとして作文を書くことを通じて、税について感心を持っていただき、税について正しい理解を深めていただくことを目的として毎年実施されているものです。今年度

は、栃木税務署管内から、高校生891編、中学生1,619編の応募がありました。また、租税教育の推進に尽力し、功績が顕著であった学校として、藤井小学校が栃木税務署長から感謝状を贈呈されました。



大橋咲良さん(壬生中学校)



壬生町へ
ようこそ！

石橋地区消防組合 壬生消防署

救急係
たかしま じん さん
高島 陣さん
茂木町出身 6年目
(壬生消防署勤務は1年)



A1 幼少期から人の役に立つ事が好きだったので、人を救う仕事のプロとなって、多くの方を救い、貢献したいと思ったからです。

A2 私は、救急救命士なので、救急の現場に出勤し、患者に適切な処置をして病院に搬送するのが仕事です。その他、災害活動や出勤に支障がないよう

質問事項

- Q1 この仕事を選んだ理由は？
- Q2 仕事の内容は？
- Q3 仕事をしていてやりがいを感じることは？
- Q4 仕事をする際に心がけていること
- Q5 壬生町で好きな場所は？
- Q6 これからプライベートで挑戦してみたいこと
- Q7 何かスポーツはしていますか？

警防係
みつぎ ゆうだい さん
三ツ木 雄大さん
下野市出身 4年目
(壬生消防署勤務は1年)



A1 生まれ育った地域に貢献したいと思ったからです。

A2 救急や火災などの災害対応はもちろんのこと、火災を未然に防ぐため建物の消防設備を確認する立入検査や住民の方々の防災知識を高めるために、防火活動・救急講習なども行っています。

A3 災害現場活動を行っている時です。火災出勤時に

A4 どんなに大変な現場や大規模な災害でも、相手の気持ちに立ち、笑顔で寄り添うことです。

A5 壬生消防署から見る夕焼けです。見晴らしが良いので、とても綺麗です。

A6 スカイダイビングです。

A7 野球です。

A 祖父と電話で話したとき、元気でいたことがわかった事です。現在自分は実家を離れ一人暮らしをしているので、元気な声が聞けて良かったです。



A3 住民の安堵した表情に出会えたときです。救急搬送して、後日ご家族の方が来署していただき、お礼を言われる事もあり、そんなときには、もっともやりがいを感じます。

A7 ハンドボールです。

無事に消火出来たことや周りに燃え移らないような対応が出来た時実感します。また、機関員として、救急車を運転し、患者を病院に搬送した時です。

A4 コミュニケーションを取る事です。人間関係は重要なので、積極的に会話することを心がけています。

A5 桜のきれいな東雲公園です。

A6 フルマラソンです。普段から10kmほど走っていますが、フルマラソンは走ったことがないので、機会があれば挑戦し、大会などに参加してみたいです。



壬生消防署長コメント

近年、竜巻や豪雨等により自然災害が多く発生し、消防を取り巻く環境は大きく変化しています。また、救急出動も年々増加傾向にあり、救急車適正利用の啓発や、地域住民を対象とした救命講習会等、救命率向上への取り組みを実施しています。

町の安全を守るためには、消防署と地域との連携が非常に重要です。地域住民の代表である壬生町消防団は、結束力があり、優れた機動力により、円滑な活動を行っており、災害現場での連携もスムーズにできていると感じております。

「安全で安心して暮らせるまちづくり」のために、消防署、消防団、地域住民との連携をさらに深めていきたいと考えております。

石橋地区消防組合壬生消防署長
館野 光

消防署について

- ・壬生消防署…全職員数35名
署長1名
1係17名、2係17名
- ・勤務時間…8時30分～翌8時30分まで。
24時間勤務です。
- ・壬生消防署には警防係、救急係の2つの係が置かれています。
警防係 主にタンク車で火災等に出勤
救急係 主に救急車で出勤
- ・石橋消防組合の女性消防隊員…3名
(壬生署1名、石橋署2名)
- ・人事異動時期…4月、10月
- ・災害時の装備…現場によって装備が異なりますが火災の時は15～20kgくらいになります。
- ・訓練内容…各種災害を想定した総合的な訓練
救出救護などの部分的な訓練
各機器の取扱い訓練 等



[俳優]

栗原英雄さん凱旋トークライブ開催!!



栗原英雄さん（中央）、村上新悟さん（右）



■栗原英雄さんプロフィール

1965年生まれ 壬生町出身。壬生小学校、壬生中学校、國學院大學栃木高等学校卒業。
1984年劇団四季に入団
『ライオンキング』『マンマ・ミーア!』など数々の演目に出演し、惜しまれつつ2009年に退団。
2016年にはNHK大河ドラマ『真田丸』^{さなだ}真田信尹役にて出演し好評を得る。
2018年壬生・ふるさと夢大使に就任。

③これから夢を実現していく壬生町の子供達に一言お願いします。
栗原さん 「くしなければ」ではなく、自分が「したいこと」に向かって進んでほしいです。夢に進むことを嫌いなにならないで、頑張っていてほしいですね。

②本番前に町内を巡ってどんなことが印象に残りましたか？
栗原さん 町が活性化している印象を受けました。午前中におもちゃ博物館を訪れましたが、子供達にこやかに遊ぶ姿が印象的で子どもにやさしい町だと思いました。未来に向かって発展してほしいと思います。

①壬生町での初めてのトークショーを終えてみて、ご感想をお願いします。
栗原さん 感無量です。これを最後にせず、また来たいと思います。

○栗原さんへのインタビュー

トークショーは本町出身で俳優の栗原英雄さん（壬生・ふるさと夢大使）と小山市出身で同じく俳優の村上新悟さんをお招きし行われました。お二人が共演されたNHK大河ドラマ「真田丸」の思い出話から、お二人の少年時代のエピソードや俳優としての歩みについて語り合いました。

11月18日（日）城址公園ホールにて、「とちラブトークライブ 栗原英雄×村上新悟〜表現者たち〜」（主催：壬生町、壬生町教育委員会、NHK宇都宮放送局）が開催されました。

「大人のための朗読の夕べ」を開催



壬 生町立図書館2階バルコニーにて、11月16日(金)に「大人のための朗読の夕べ」を開催しました。

「星」をテーマにした作品を、図書館読書ボランティア「おはなしアライグマ」の皆さんが披露してくださいました。代表の神山博子さんは、「初めての試みで反応が心配でしたが、参加者に楽しんでいただけたようで良かったです。今後、春と秋に開催できればと考えています。」と仰っていました。

★演目★

『星の凍る夜』 安房 直子/作
 詩『おはじき』 金子 みずぶ/作
 『星に伝えて』 安東 みきえ/作
 詩『星屑』 長田 弘/作
 『冬きたりなば』 星 新一/作

栃木県更生保護事業関係者顕彰式が開催されました

11 月7日(水)、宇都宮市文化会館において、栃木県更生保護事業関係者顕彰式が開催されました。栃木県下の更生保護事業関係者及び民間協力者の功績をたたえ、更生保護事業関係者の士気の高揚と更生保護事業の一層の進展を期して、壬生町では6名と2団体の功績が顕彰されました。保護司の方々には、犯罪や非行に陥った人の更生を支援するため、指導、生活相談など社会復帰への手助けとなる活動をされたことが評価され表彰を受けました。また、更生保護女性会員の方は、更生保護活動の功労が評価され表彰を受けました。その他に、「社会を明るくする運動」に関する取り組みを評価され、民間協力団体として壬生町の城内自治会に感謝状が送られ、至宝南自治会は表彰を受けました。

・顕彰式の詳細はこちらになります。

法務大臣表彰

下野保護区保護司会 早乙女幸一そうとめこういち

関東地方保護司連盟会長表彰 本多成子ほんたせいこ

下野保護区保護司会

栃木県知事感謝状

壬生町城内自治会

宇都宮保護観察所長表彰

下野保護区保護司会 鈴木良男すずきよしお

壬生町至宝南自治会

栃木県保護司会連合会長表彰

下野保護区保護司会 荒川清、早乙女美恵子あらかわきよし、そうとめみえこ

栃木県更生保護女性連盟会長表彰

壬生町更生保護女性会 梁島ケイ子やなしまけいこ

(敬称略)

松本幸三氏 瑞寶雙光章受章



平 成30年秋の叙勲において、多年にわたり学校医として児童の健康の保持増進、健診に力を注ぎ、無自覚潜在疾患の早期発見とその管理、肥満児対策、体力増進、正確な身体測定の実施等の普及向上に寄与した功績が認められ、松本幸三氏が瑞寶雙光章を授与されました。

瑞寶雙光章 (学校保健功労)
 松本幸三氏 86歳

昭和49年4月から平成27年3月までの41年の永きに亘り壬生町立壬生小学校校医を務める。

【主な受賞歴】

平成5年11月11日 文部大臣表彰(学校保健功労)

平成14年4月29日 藍綬褒章(公衆衛生関係)

壬生町学校規模適正化等審議会が最終答申

壬 生町学校規模適正化等審議会は、町教育委員会から平成29年7月に諮問のあった「小規模校の児童数を増加させるための具体的で有効な取組や、小中一貫教育の重要性を鑑みた将来の壬生町の学校配置のあり方について」の最終答申を10月2日に行いました。

町教育委員会では、平成29年度の第一次答申に基づき、羽生田小学校での小規模特認校制度の導入や藤井小学校における放課後子ども教室の開設等による共通学区からの通学者を増やす取組を行っています。

最終答申の概要は、第一次答申に加え、「羽生田小学校での公共交通の充実・活用により、多くの児童が通学できるように工夫することや藤井小学校での共通学区の拡大も検討すべきである。また、将来の壬生町の学校配置については、今後の児童生徒数の推移や学校施設の老朽化、小中一貫教育の有効性、防災拠点としての役割等を視野に入れながら、再度、新たな審議会において検討すべきである。その際、保護者や地域の要望を最大限に考慮して学校配置を考えるべきである。」となっております。

この答申を受けて、町教育委員会では「壬生町学校規模適正化等基本方針」を策定しました。



栃木県道路愛護作業コンクール 最優秀賞・特別賞・優秀賞を受賞

11月21日(水)、栃木県公館において栃木県道路河川愛護連合会主催による「平成30年度道路愛護作業コンクール表彰式」が開催されました。

このコンクールは、参加団体が良好で快適な道路環境の維持・保全、花木の植栽による道路の美化などに取り組んだ結果を、建設・維持・環境、フラワー部門に分けて審査、表彰をするものです。

壬生町では、フラワー部門において、稲葉地区公民館周辺花壇管理組合が最優秀賞、下町南花壇管理組合が特別賞、六美町北部自治会、緑町三丁目自治会、福和田花壇愛護会、至宝町南美化推進クラブが優秀賞を受賞しました。

各団体とも、地域内の国道、町道にある緑地帯等への花の植え付け、除草清掃、及び空き缶・ゴミ拾い等の道路愛護作業を定期的に行い、積極的に道路美化活動に取り組んでおります。



(左)稲葉地区公民館周辺花壇管理組合 阿久津 秋男さん
(右)下町南花壇管理組合 賀長 勝彦さん



左から 至宝町南美化推進クラブ 桑川 隆男さん
福和田花壇愛護会 大橋 良平さん
緑町三丁目自治会 山根 賢二さん
六美町北部自治会 渡辺 一美さん



まちかど文庫クリスマス会

サンタさん登場、人形劇や
バルーン作りなどで大盛り上がり!!

12月2日(日)、まちかど文庫(南犬飼地区公民館分館内)に更に親しんでもらおうとクリスマス会が開催され、就学前の児童及び小学生の親子30組が参加しました。

この日は、ボランティアサークル「カタツムリ(代表 佐藤悦子)」の皆さんにより、絵本の朗読や手話による「赤鼻のトナカイ」、バルーン作り、人形劇等が行われると、こども達は身を乗り出して見入っていました。

また、スノーマンバルーン作りでは、お母さんやお父さんと一緒に、楽しそうに心躍らせて作っていました。

最後には、ソリに乗ったサンタさんが登場し、こども達一人一人にプレゼントが渡されました。クリスマス会は、まちかど文庫と触れ合い心弾む楽しい一日となりました。

歴史民俗資料館だより

地域に眠る文化財シリーズ

壬生古墳群の謎27

あたごづかこふん

『愛宕塚古墳Ⅱ』

―川原石に覆われた古墳―

前回に続き、本年度最終調査が行われている愛宕塚古墳について報告します。

古墳の表面を、人の頭代の石で覆う古墳を「葦石」を持つ古墳と言います。今までは壬生地区の古墳にあつては、車塚古墳のみが「葦石」をもつ古墳として確認されてきました。そして、「葦石」をもつ古墳は、羽生田地区の古墳に多いことから、羽生田地区の古墳は、上毛野国の影響を受けた権力者たちの歴史のお墓と考えていました。しかし、今回の愛宕塚古墳の調査から墳丘の斜面には、川原石で覆われた「葦石」の痕跡が各試掘溝で確認されました。

このことから、「葦石」が羽生田地区の古墳(茶白山古墳・長塚古墳・桃花源古墳)だけの特徴ではないことがわかってきました。古墳時代にあつては、壬生地区・羽生田地区の権力者とも、現在の群馬県の影響のもと、古墳造りを行ってきたと考えるのが良いと考えます。

なぜ、古墳の表面を川原石で覆うのか、その理由については、ま

ず墳丘の斜面が崩落することを防止するために行うという説。次に、古墳の表面を石で覆うことにより古墳の景観を良くする。などの説があります。いまだに定説はありません。

過去に桃花源古墳の発掘調査を行った際、写真撮影を行うため露出した「葦石」に水をかけると、今までただの白っぽい石たちが、寶石のように赤や緑に変わったことを鮮明に覚えています。壬生の古墳時代の人たちは、雨に濡れてさまざまな色に変化する、古墳の姿に魅力を感じ、古墳を石で覆ったのかもしれない。

◀前方部「葦石」確認状況



問合せ/歴史民俗資料館

☎0282(82)8544

広告募集

「広報みぶ」に、お店や会社のPR、事業やイベントの宣伝など町民の暮らしに役立つ広告を有料で掲載しませんか?

「広報みぶ」は壬生町民の皆さんに広く親しまれており、広告を掲載するには最適なメディアです。ぜひご利用ください。

町公式ウェブサイトへのバナー広告掲載も随時募集しています。詳しくは下記URLをご覧ください。

<http://www.town.mibu.tochigi.jp/koukoku.html>

◎問合せ ●総合政策課情報広報係 ☎81-1814

◎壬生町内で働きませんか。人材を募集しております。未経験者OK

広報を見たとお気軽に連絡ください。☎0285(23)9806 担当 荒川

《お任せください》

皆様の暮らしを守ります

○壬生町水道施設維持管理業務

○壬生町清掃センター焼却設備運転管理業務

○日本下水道協会賛助会員 ○日本下水道処理施設管理業協会会員 ○東京商工会議所会員

セントラル工業株式会社

昭和49年2月設立 維持管理業全般 43年の実績

本社：〒150-0022 東京都渋谷区恵比寿南2-1-8 恵比須OTビル6階
栃木営業所：〒323-0807 栃木県小山市車東1-1-32-102

身分証明書に マイナンバーカードを！



宇都宮メディア・アーツ専門学校
まんがアート科1年 新井隆一さん

©終あおい

身分証明書にマイナンバーカード (写真付) を！

- 運転免許証の返納やパスポートなどの有効期限切れなどで、本人確認のための身分証明書がなくても、マイナンバーカード（写真付）があれば安心です。
 - マイナンバーの提示と本人確認が同時に必要な場面では、これ1枚で済む唯一のカードです。金融機関における口座開設・証券取引の申し込み・生命保険の加入、請求など、様々な場面で利用できます。
 - マイナンバーカード（写真付）の初回申請は無料です。
- 詳しくは、「マイナンバーカード総合サイト」でご確認ください。

マイナンバーカードで コンビニ交付のご利用を！

☆マイナンバーカードを作って、便利な 証明書コンビニ交付を利用しよう！

マイナンバーカードがあれば**全国どこでも**、最寄りのコンビニに設置されているマルチコピー機で「住民票」「印鑑登録証明書」「所得証明書」が取得できます。

☆便利！簡単！安心！

年末年始を除く毎日6：30から23：00まで取得できます。
申請書記入せず、マルチコピー機の簡単操作ですぐ取得できます。
専用ネットワークと高度なセキュリティで安心して取得できます。

☆まだの人は今すぐマイナンバーカードの申請を！

【内閣官房のマイナンバーホームページ】
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/kojinjoho/index.html>
 コールセンター：日本語対応 0570-20-0178 《全国共通ナビダイヤル》
 コールセンター：外国語対応 0570-20-0291 《全国共通ナビダイヤル》

役場職員をかたる電話の『還付金詐欺』にご注意ください

役場職員になりすました者から「国民健康保険税等の町の税金や医療費等の返金があるので、近隣スーパー内のATMへ行くように。」という内容の電話がかかって来たという問い合わせや相談が多数報告されています。

これは、返金を装い逆にATMから送金させる『還付金詐欺』の手口です。

公的機関が還付金をATMで返還することはありません。

このような電話がかかって来た場合は、話を聞かずに電話を切りましょう。

不安や疑問を感じたら、壬生町消費生活センター（☎82-1106）に相談してください。



栃木税務署から確定申告のお知らせです

問合せ先 栃木税務署 ☎0282(22)0885 (自動音声案内)

- 平成30年分の所得税・復興特別所得税の確定申告と納税……………2月18日(月)～3月15日(金)
- 平成30年分の贈与税の申告と納税……………2月1日(金)～3月15日(金)
- 平成30年分の個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告と納税……………4月1日(月)まで

※税務署の閉庁日(土・日曜日・祝日等)は相談及び受付は行っておりませんが、申告書は郵便や信書便による送付または税務署の時間外収受箱への投函により提出することができます。

※納付は便利で安全な振替納税をご利用ください。

(注) 還付申告の方は、2月17日(日)以前でも税務署に申告書を提出することができます。

栃木税務署の確定申告会場は「栃木商工会議所大ホール」です

平成30年分の所得税及び復興特別所得税、贈与税、個人事業者の消費税及び地方消費税の申告相談及び申告書の受付を下記のとおり行います。確定申告会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。申告書はご自分で作成して、できるだけお早めに提出してください。

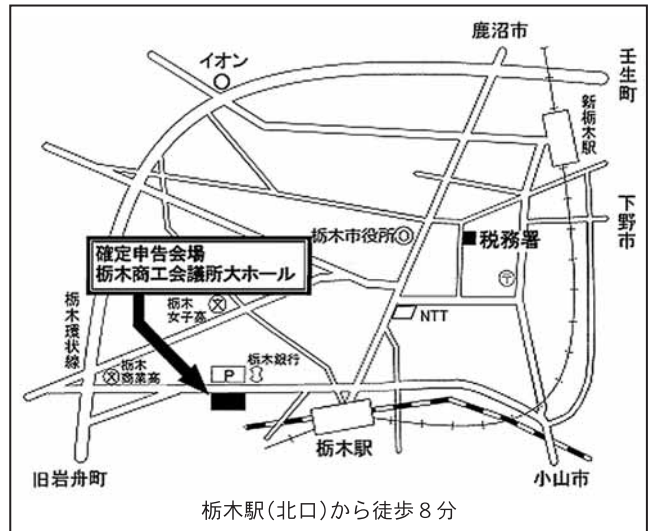
	税務署による 申告相談	税理士会による 申告無料相談
会 場	栃木商工会議所大ホール (栃木市片柳町2丁目1番46号)	
開設期間	2月18日(月) ～3月15日(金) (土・日は除く)	2月18日(月) ～3月12日(火) (土・日は除く)
受付時間	9:00～16:00	

※開設期間中は栃木税務署庁舎での申告相談は行っていませんのでご注意ください。

※申告会場では現金納付の窓口業務は行いません。

※栃木商工会議所への直接のお問い合わせはご遠慮ください。

※駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はなるべくご遠慮ください。



○医療費控除に関する明細書の提出義務化について 【医療費控除を適用される方へ】

平成29年分の確定申告から、医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。なお、税務署から記載内容の確認を求める場合がありますので、領収書は5年間保存する必要があります。

※医師などが発行した証明書(例：おむつ使用証明書、在宅介護費用証明書など)は提出が必要です。

※平成31年分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることもできます。

○公的年金受給者に係る確定申告不要制度について 【公的年金等を受給されている方へ】

～確定申告不要制度のお知らせ～

公的年金等の収入金額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告書を提出する必要はありません。

※所得税の確定申告が必要ない場合であっても、住民税の申告が必要な場合があります。

なお、所得税の還付を受ける場合や確定申告書の提出が要件となっている控除(例えば、純損失や雑損失の繰越控除など)の適用を受ける場合には、確定申告書の提出が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

●申告に必要なもの (領収書や証明書などは平成30年中のもの)

1. 申告者本人確認書類(番号確認・身元確認)
 - ①マイナンバーカード
 - ②(マイナンバーカードをお持ちでない方)
番号確認・身元確認書類をそれぞれお持ちください。
 - 番号確認書類：個人番号通知カード・マイナンバーの記載のある住民票など
 - 身元確認書類：運転免許証、健康保険の被保険者証など
2. 印鑑
3. (税務署から「確定申告のお知らせ」はがきが届いた方)
利用者識別番号が記載されているはがき
4. 申告者名義の預貯金口座番号がわかるもの

5. 平成30年中の収入がわかるもの

給与収入がある方	源泉徴収票【原本】 勤務先から発行されるもの
年金収入がある方	源泉徴収票【原本】 日本年金機構などの年金支払者から発行されるもの
事業所得 (営業・農業) 不動産所得の方	記入済みの収支内訳書 (収入及び必要経費がわかる帳簿 や領収書など)
その他の収入がある方	収入金額及び必要経費がわかる書類等

6. 控除を受けるための証明書類

社会保険料の領収書・証明書等
生命保険料や地震保険料等の控除証明書
医療費控除を受ける方は記入済みの「医療費控除の明細書」等
その他所得控除や税額控除を受けるのに必要な書類

○確定申告書用紙に代えて「確定申告のお知らせ」はがき(※)をお送りしています

※「確定申告のお知らせ」はがきとは、予定納税額などの申告書の作成に必要な情報を記載したはがき（または封書）です。国税庁の取組として、資源保護及び行政コスト削減の観点から、申告書用紙の送付に代えてお知らせはがきを送付する見直しを行っています。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

確定申告にお越しの際は、「確定申告のお知らせ」はがきをお持ちください。

インターネット環境やプリンタのない方等で、確定申告書等の用紙が必要な方は、栃木税務署（22-0885）へお問い合わせください。

○確定申告書の作成は「確定申告書等作成コーナー」で！

国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと、自宅等で確定申告書が作成できますので、書面で印刷して送付またはe-Taxで送信（事前準備が必要）のいずれかでご提出ください。

平成31年1月からe-Taxの利用手続きがより便利になります

国税庁では、個人納税者の方のe-Tax利用をより便利にするため、平成31年1月から以下の2つの方式がご利用いただける予定です。

1. e-Tax利用の簡便化の2つの方式

<マイナンバーカード方式>

マイナンバーカード及びICカードリーダライタをお持ちの方は、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告できます。

○既にe-TaxのID（利用者識別番号）を取得している方もe-TaxのID・パスワード（暗証番号）が不要になります。

<ID・パスワード方式>

マイナンバーカード及びICカードリーダライタをお持ちでない方については、ID・パスワード方式をご利用いただけます。○IDとパスワードは、税務署で職員と対面による本人確認を行った後に発行しますので、発行を希望される方は、運転免許証などの本人確認書類をお持ちの上、お近くの税務署（管轄区域外の勤務先等の最寄税務署でも発行できます）にお越しください。

○平成30年1月以降、確定申告会場などで「ID・パスワード方式の届出完了通知」を受け取られた方は、既にID・パスワード方式に対応したIDをお持ちですので、お手元の申告書等の控えをご確認ください。

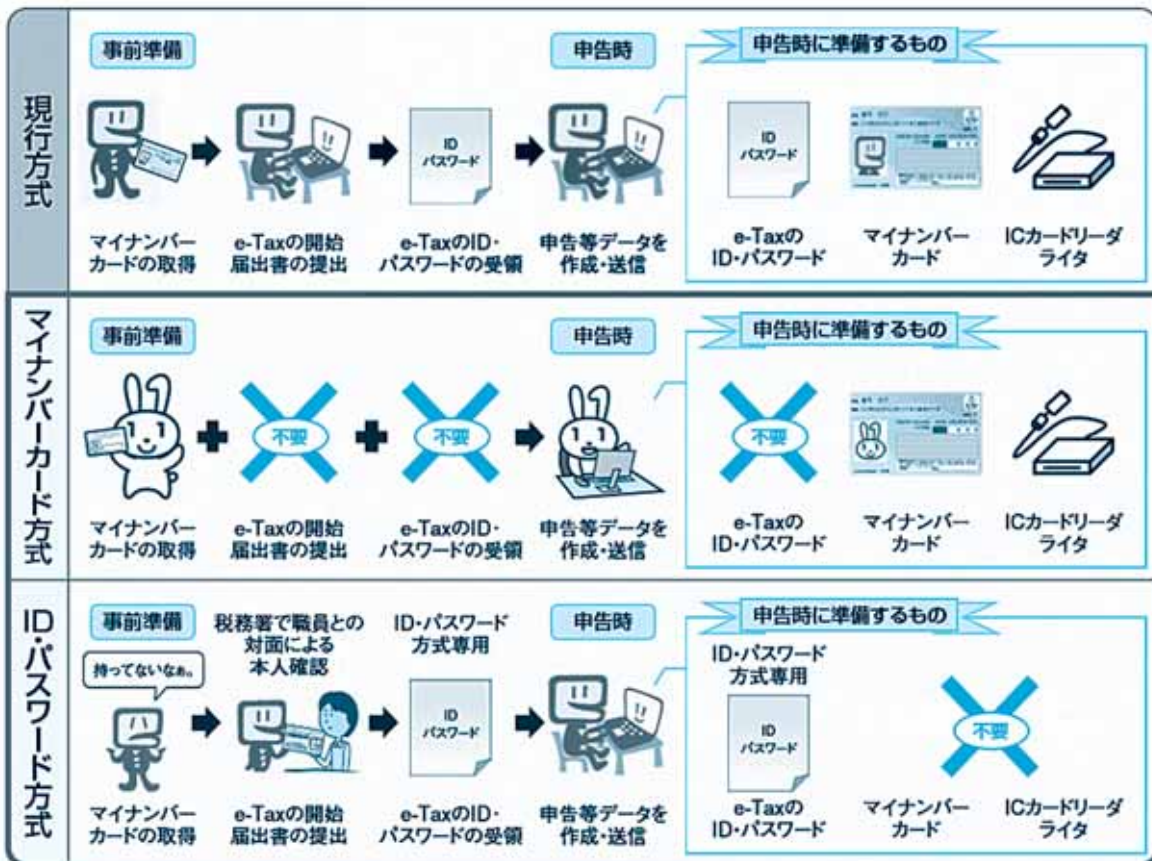
○国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」でのみ利用できます。

【いつでもどこでもスマホで申告】

給与所得者（年末調整済み）で医療費控除やふるさと納税などの寄付金控除の申告をされる方は、スマホ専用画面をご利用いただけます。

2. 平成31年1月以降のe-Tax利用のイメージ

出典：国税庁ホームページ



※平成31年1月以降も、引き続き、従来の方式でもe-Taxによる申告書の送信ができます。

◆にせ税理士にご注意ください

税金の申告手続きなどを第三者に依頼される際には、正規の税理士かどうかを確認してください。

◆税務職員を装った不審な電話・「振り込み詐欺」にご注意ください！

国・県・市町の税務職員を装った「振り込み詐欺」が多発しております。税務署等の職員が、納税のために金融機関の口座へ振込みを求めたり、還付金の受取のためにATMの操作を求めることはありません。不審な電話等にはご注意ください。

申告の必要があるか確認してみましょう。申告確認フローチャート

平成31年1月1日現在
壬生町に住民登録がありますか？

いいえ

平成31年1月1日に住民登録のある
市区町村へご確認ください

はい

平成30年1月1日から平成30年12月31日までの間に収入がありましたか？

はい

いいえ

主な収入が

壬生町在住の方の税法上の

扶養になっている

扶養になっていない

給 与

- ・年末調整が済んでいる（1か所からの給与のみ）
- ・給与収入以外の所得が20万円以下である（*）
- ・年末調整の内容に変更・各種控除の追加がある
- ・2か所以上から給与の支払いを受けた
- ・年末調整が済んでいない
- ・給与収入が2,000万円を超える
- ・給与収入以外の所得が20万円を超える

年 金

- ・障害年金や遺族年金などの非課税年金のみ
- ・公的年金など（課税対象年金）の収入が

400万円を超える	・ 所得税の還付がある
400万円以下で	・ 保険料・扶養控除などの追加がある
	・ 年金以外の所得が20万円以下である（*）
	・ 所得税の還付や控除の追加がない
- ・公的年金収入以外の所得が20万円を超える

営業、農業、不動産、一時、その他の所得

下記の①か②の申告が必要です

①確定申告（所得税と住民税）

- ・ 所得税の納付、還付がある場合
- ・ 申告は税務署の申告会場、e-Tax（インターネット）、または町の申告会場（※）

※町の申告会場で受付できない申告

下記の申告をされる方は栃木税務署の確定申告会場（栃木商工会議所大ホール）にて申告してください。

- 青色申告 ○雑損控除の申告
- 譲渡所得（株式・土地など）の申告
- 最初の年の住宅借入金等特別控除の申告
- 先物取引の雑所得の申告
- 贈与税・相続税・消費税の申告
- 過年度分の申告

②町・県民税申告（住民税のみ）

- ・ 所得税の納付や還付の必要がない場合
- ・ 申告は町の申告会場（郵送でも提出できます）

申告の必要はありません

* 所得税の還付がある場合、①の確定申告が必要です。

ご注意ください

- ◆町民税・県民税の申告書は町・県民税（住民税）の課税資料のほか、国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の算定資料として利用されます。申告がない場合、適正な保険料等の算定ができただけでなく、公営住宅や児童手当・保育園などの手続き等に必要所得証明書等の発行もできませんのでご注意ください。
- ◆収入がない場合でも申告が必要な人が申告を行わないと、国民健康保険税等の軽減判定を受けることができません。
- ◆税務署や町から申告の案内が届かない人でも、申告が必要な場合があります。申告確認フローチャートでご確認ください。
- ※町民税・県民税申告書は郵送でも提出ができます。
必要事項をご記入の上、源泉徴収票や控除証明書等を同封して、〒321-0292（住所不要）壬生町役場 税務課 町民税係宛 に送付してください。
- ◆公的年金の収入が400万円以下の場合、確定申告は原則不要ですが、社会保険料や医療費控除などの申告をすることで、住民税が減額になることがあります。
- ◆給与所得者であっても、給与支払者が給与支払報告書を町に提出していなかったり、給与支払者に届け出た本人の個人情報と町の住民登録の情報と相違があった場合には、未申告状態になっている可能性がありますので、ご注意ください。

問合せ

税務課町民税係

☎81-1817

所得税、住民税



確定申告のための医療費控除について

Q 1 いくらぐらい医療費を支払ったら控除になるの？

A 1 本人や生計を一にする家族のために支払った医療費が10万円を超えた場合、対象になります。
 (所得が200万円未満の方なら、所得の5%を超える医療費を控除することができますので、10万円以下でも対象になります。)
【予防接種の費用や重大な疾病が発見されなかった人間ドックなどの健康診断の費用は医療費控除の対象となりません。】
 保険金などで補てんされた金額がある場合は、医療費から差し引いてください。
 医療費控除額の計算式は下記のとおりとなります。

$$\left(\begin{array}{c} \text{支払った医療費} \\ \text{その年の1/1~12/31} \\ \text{の間に支払った分} \end{array} \right) - \begin{array}{c} \text{保険金などで} \\ \text{補てんされた金額} \end{array} - \begin{array}{c} \text{10万円または} \\ \text{所得の5\%} \\ \text{(どちらか少ない方)} \end{array} = \begin{array}{c} \text{医療費控除額} \\ \text{(最高200万円)} \end{array}$$

例) 支払った医療費50万円、受け取った生命保険20万円、所得200万円以上の場合の計算例
 50万円 - 20万円 - 10万円 = 20万円 (医療費控除額)

Q 2 医療費控除により軽減される税額はいくらぐらいなの？

A 2 医療費控除により軽減される税は、所得税と復興特別所得税と住民税になります。
 所得税については、医療費控除額×税率(5%~45%)、復興特別所得税については、軽減される所得税×2.1%、
 住民税については、医療費控除額×税率(10%)がそれぞれ、軽減されます。
 所得税と復興特別所得税については確定申告後還付されますが、住民税は次年度の住民税を決定する際に医療費控除を含
 めて計算します。所得税の税率は収入や控除の額により異なります。なお、源泉徴収された所得税と復興特別所得税以上
 には還付されません。

例) 医療費控除額が20万円、所得税の税率5%の場合の計算例
 所得税: 20万円 (医療費控除額) × 税率5% = 10,000円
 復興特別所得税: 10,000円 (軽減される所得税) × 2.1% = 210円
 住民税: 20万円 (医療費控除額) × 税率10% = 20,000円
 となり、合計30,210円が軽減されます。

Q 3 医療費控除の申告をするときは何が必要なの？

A 3 医療費に関する通知及び医療費の領収書の原本と医療費控除の明細書が必要になります。
 ※医療費控除以外の申告に必要な書類については、16ページ右下の「●申告に必要なもの」を参考にしてください。
 医療費控除の明細書は、税務署や役場に備えてあります。また21ページの「平成 年分 医療費控除の明細書」や適宜
 の用紙に記入いただいても差し支えありません。町公式ウェブサイトからもダウンロードできますので、どうぞご利用く
 ださい。医療費控除の明細書は前もって記入し持参してください。

医療費控除の明細書の記入例

① 医療費通知に関する事項

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
△△△,△△△ 円	㊦ ◇◇◇,◇◇◇ 円	㊧ ***,*** 円

※医療費通知(例:健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)を見て記入します。
 ※医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

② 医療費(上記1以外)の明細

上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分 (該当するものをチェックします)	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
壬生春子	壬生町〇〇病院	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	450,000円	250,000円
一郎	壬生町××病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	100,000円	0円
省 略				
2 の 合 計			㊨ 〇〇〇,〇〇〇円	㊩ ***,*** 円
医 療 費 の 合 計		A (㊦+㊧) 〇〇〇,〇〇〇 円	B (㊨+㊩) ×××,××× 円	

※領収書を個人別、病院別に分けて、上記のように計算してください。
 ※保険金等で補てんされた金額例…出産育児一時金、高額療養費、損害保険、生命保険などで医療費の補てんを目的とする保険金や給付金など

問合せ

税務課町民税係

☎81-1817

所得税・町県民税申告相談日程表



壬生町会場での住民税・所得税及び復興特別所得税の申告は、3月15日(金)までです。

町では、次の表のとおり各会場において申告受付を実施いたします。

例年、申告期間の終了間際になりますと、各会場が大変混雑しますので、なるべく日程表の該当日に申告くださるよう、よろしくお願いいたします。なお、ご都合が悪い場合は、該当日以外でも申告をすることができます。(ご連絡の必要はありません)

◆**開場時間** 午前8時20分～ 開場後に番号札を配布いたします。

◆**受付時間** 午前の部 午前9時から11時30分まで / 午後の部 午後1時から4時まで

※午前11時30分から午後1時までは除きます。

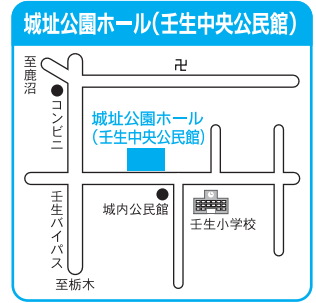
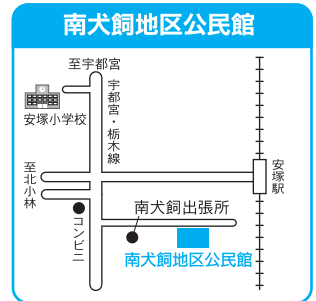
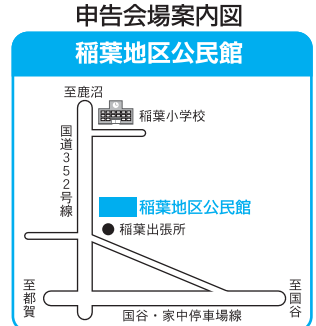
※**土曜日の受付は2月23日(南犬飼地区公民館)及び3月9日(城址公園ホール)で**

平日来られない方を対象に午前中(午前11時まで)のみ受付いたします。

※3月15日(城址公園ホール)も午前11時までの受付となりますのでご注意ください。

※日曜日及び月曜日は受付しておりませんのでご注意ください。

壬生町会場			
会場	月 日	曜日	申告割当地区(大字単位)
稲葉地区公民館 (壬生町大字上稲葉932番地)	2月13日	水	羽生田・上稲葉
	2月14日	木	下稲葉・福和田
	2月15日	金	七ツ石 (午前中のみ)
	2月16日	土	受付していません
南犬飼地区公民館 (壬生町大字安塚1179番地)	2月17日	日	受付していません
	2月18日	月	受付していません
	2月19日	火	落合・いずみ町・若草町
	2月20日	水	安塚 1 ～ 890番地
	2月21日	木	安塚 891 ～ 1,200番地
	2月22日	金	安塚 1,201番地 ～
	2月23日	土	平日来られない方 (午前中のみ)
	2月24日	日	受付していません
	2月25日	月	受付していません
	2月26日	火	幸町・至宝・壬生丙
	2月27日	水	寿町・北小林・緑町
	2月28日	木	中泉・上田・国谷・助谷
城址公園ホール (壬生中央公民館) (壬生町本丸一丁目8番33号)	3月1日	金	あけぼの町・おもちゃのまち (午前中のみ)
	3月2日	土	受付していません
	3月3日	日	受付していません
	3月4日	月	受付していません
	3月5日	火	壬生丁 1 ～ 159番地
	3月6日	水	壬生丁 160番地 ～
	3月7日	木	本丸
	3月8日	金	表町・元町・大師町
	3月9日	土	平日来られない方 (午前中のみ)
	3月10日	日	受付していません
	3月11日	月	受付していません
3月12日	火	壬生甲・壬生乙	
3月13日	水	通町・藤井	
3月14日	木	中央町・駅東町	
3月15日	金	町内全地域 (午前中のみ)	



★下記の申告をされる方は町申告会場での受付はできませんので、税務署会場において申告をしてください。

また、下記以外でも申告内容により税務署会場で確定申告をする必要がある場合があります。

○青色申告 ○雑損控除の申告 ○譲渡所得(土地・家屋・株式等)の申告 ○最初の年の住宅借入金等特別控除の申告 ○先物取引(FX・仮想通貨等)の雑所得の申告 ○贈与税・相続税・消費税の申告 ○準確定申告(亡くなられた方の申告) ○平成30年分以外の申告

※栃木税務署の確定申告会場は栃木商工会議所大ホール(栃木市片柳町2丁目1番46号)です。
申告期間は平成31年2月18日(月)から3月15日(金)までです。(土・日曜日は除く)

★各出張所におけるの申告書(住民税のみの申告含む)の収受及び受付はしていません。

上記申告会場での提出または申告をお願いいたします。

※町民税・県民税(住民税)申告書は郵送でも提出ができます。

必要事項をご記入の上、源泉徴収票や控除証明書等を同封して、
〒321-0292(住所不要) 壬生町役場 税務課 町民税係 宛 に送付してください。

★お持ちいただく書類等

16ページ右下に記載されている「●申告に必要なもの」をご確認の上、申告会場にお越しください。

※確定申告書、町民税・県民税申告書、収支内訳書、医療費控除の明細書などの申告書類は、1月中旬頃に役場税務課、各出張所、町申告予定会場(稲葉地区公民館、南犬飼地区公民館、城址公園ホール)にご用意いたします。
町公式ウェブサイトでも町民税・県民税(住民税)に関する申告様式を掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。
早めの準備・作成をして、期限内に提出しましょう。



平成 年分 医療費控除の明細書

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません

氏名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)~(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、所定の事項が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細

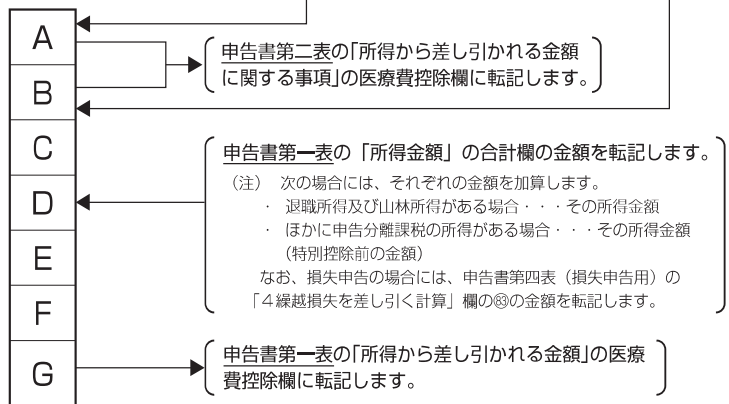
「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記入することができます。上記1に記入したものについては、記入しないでください。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費		
2 の 合 計			円	円

医療費の合計	A (㉗+㉘) 円	B (㉙+㉚) 円
--------	-----------	-----------

3 控除額の計算

支払った医療費	(合計) 円	A
保険金などで補填される金額		B
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)	C
所得金額の合計額		D
D × 0.05	(赤字のときは0円)	E
Bと10万円のいずれか少ない方の金額		F
医療費控除額 (C - E)	(最高200万円、赤字のときは0円)	G



重要なお知らせ)が、ありますので、必ず裏面をご確認ください。

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

※平成31年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。**この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例(※)を受けることができませんので、ご注意ください。**

※健康の保持増進及び疾病の予防として一定の取組を行う方が、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合、医療費控除の特例の適用を受けることができます。

1 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

※1 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限りです。

(1) 「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2) 「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3) 「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補填される金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

記入例

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。**(「1 医療費通知に関する事項」に記入したのものについては、記入しないでください。)**

(1) 「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2) 「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3) 「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4) 「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5) 「(4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額」欄

上記③と同様です。

例) 国税太郎さんが○△病院に通院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円
5月28日 診療：5,500円 通院費(JR、○○バス) 往復780円
○△病院計：12,000円 通院費計：1,560円

※ 「□その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療器具の購入(いずれも通常必要なものに限り)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額
国税 太郎	○△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	12,000 円	円
//	JR、○○バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入	1,560	

添付又は提示が必要な書類

- この「医療費控除の明細書」（添付）
- 医療費通知（原本）「1 医療費通知に関する事項」に記入したものに限りです。（添付）
- 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類（添付又は提示）

○ 寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

▶ 医師が発行した「おむつ使用証明書」

○ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

▶ 温泉療養証明書

○ 指定運動療法施設の利用料金

▶ 運動療法実施証明書

○ ストマ用装具の購入費用

▶ ストマ用装具使用証明書

○ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受ける同ワクチンの接種費用

▶ 医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)

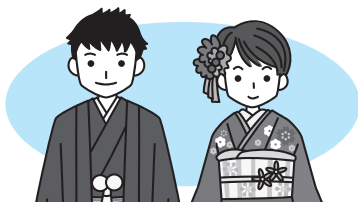
○ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

▶ 処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)

○ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

▶ 在宅介護費用証明書

20歳になったら 国民年金



国民年金は、年をとったときやいざという時の生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。

具体的には、若いときに公的年金に加入し保険料を納め続けることで、年をとったときや、病気やケガで障害が残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに、年金を受け取ることができる制度です。

国民年金のポイント

◎将来の大きな支えになります。

国民年金は20歳から60歳までの人が加入し、保険料を納める制度です。

国が責任をもって運営するので、安定した年金の給付が生涯にわたって保障されます。

◎老後のためだけのものではありません。

国民年金には、年をとったときの老齢年金のほか、障害年金や遺族年金もあります。障害年金は、病気や事故で障害が残ったときに受け取れます。また遺族年金は、加入者が死亡した場合、その加入者により生計を維持されていた遺族（「子のある配偶者」や「子」）が受け取れます。



「学生納付特例制度」と「納付猶予制度」

★「学生納付特例制度」

学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

対象となる学生は、学校教育法に規定する大学(大学院)、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方です。

★「納付猶予制度」

20歳から50歳未満の方で、ご本人及び配偶者の所得が一定額以下の場合に、国民年金保険料の納付が猶予される制度です。

国民年金のご相談・手続等の問合せ

- ・ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
- ・栃木年金事務所 国民年金課 ☎22-6074
- ・町住民課国保年金係 ☎81-1827

老齢年金を受給されている方へ

《年金と所得税の確定申告について》

国民年金及び厚生・共済の『老齢年金』など、老齢（退職）を支給事由とする公的年金は、税法上「雑所得」として所得税の申告対象になります。

老齢年金を受けている方には、1年間（1月～12月）に受け取った年金の支払総額などを記載した「源泉徴収票」が翌年1月下旬に送付されますので、確定申告等の際に提出してください。

受け取った『老齢年金』の額が108万円以上（65歳以上の方は、158万円以上）の方については、原則として所得税が源泉徴収されることになっています。

（上記の年金額を下回る方は、源泉徴収されません。）

年金に課税される所得税は、各支払月に支払われる額から源泉徴収されます。

源泉徴収票は、年金以外に給与等の収入があり、税務署等で確定申告をするときや源泉所得税の還付請求をするときに、申告書に添付する必要があります。

なお、【障害年金】や【遺族年金】は所得税が非課税ですので、源泉徴収票は送付されません。

亡くなられた方の源泉徴収票は、死亡届を提出されたご遺族の方に対し、約2カ月程度で源泉徴収票（準確定申告用）をお送りいたします。

源泉徴収票を紛失した場合は、ねんきんダイヤルへ再交付をお申し出ください。

- ◎問合せ ねんきんダイヤル ☎0570-05-1165
- 栃木年金事務所お客様相談室 ☎22-4134

国民年金保険料を納付されている方へ

納付した国民年金保険料は確定申告の控除対象になります！

納付した国民年金保険料は所得税（住民税）の申告において、社会保険料の控除対象となります。確定申告（還付申告）をするときには、納付したことを証明する書類の添付が必要になります。

所得税の申告を行う際は、日本年金機構から送付される「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」または「国民年金保険料領収証書」を、忘れずに提出しましょう。

控除対象：平成30年1月1日～12月31日に納付した保険料（過年度分を含む）

10月2日～12月31日の間に納付された国民年金保険料の控除証明書は、2月上旬に送付される予定です。（1月1日～10月1日に納付された国民年金保険料の控除証明書については、11月上旬に送付済みです。）

※控除証明書に関するお問合せは、『控除証明書専用ダイヤル』をお願いいたします。

<ねんきん加入者ダイヤル>0570-003-004（ナビダイヤル）

<IP・PHS電話>03-6630-2525

<受付期間>平成31年3月15日（金）まで

<受付時間>◎月曜日～金曜日 8：30～19：00

◎第2土曜日 9：00～17：00

◎祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



「壬生町都市計画マスタープラン改訂(案)」 に対してご意見をお聞かせください

●目的

平成30年7月に「壬生町新庁舎建設基本構想」が策定されたことを受けて、壬生町第6次総合振興計画の改訂案が示されました。この総合振興計画改訂案を踏まえ、今後の都市整備のあり方と各施策の実施を図る上での基本的な方針を示した「壬生町都市計画マスタープラン(案)」がまとまりましたので、町民の皆様のご意見を募集いたします。

●募集期間

平成31年1月4日(金)～平成31年1月25日(金)

●意見の提出ができる方

町内に住所を有する方、町内に通勤又は通学する方、町内に事務所又は事業所を有する方、町税の納税義務者その他本計画について利害を有する方

●計画案の閲覧方法

以下の場所でご覧いただけます。

- ①町都市計画課都市計画係 ②稲葉出張所 ③南犬飼出張所 ④町公式ウェブサイト

※町公式ウェブサイトを除き、閲覧は土・日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

●意見の提出方法

パブリック・コメント記入用紙(町公式ウェブサイト及び上記施設に設置)により、次のいずれかの方法で提出してください。いずれの場合も、あて先は「壬生町都市計画課」宛でお願いします。

- ①郵送(〒321-0292、壬生町通町12-22)

または持参(土・日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで)

- ②FAX (82)8252

- ③電子メール toshikei@town.mibu.tochigi.jp

※電話による受付はいたしませんのでご了承ください。

●意見の取り扱い

提出されましたご意見の概要及び検討結果につきましては、町公式ウェブサイトに公開いたします。併せて都市計画課で閲覧することが出来ます。

※ご意見をいただいた方の氏名等の公開及びご意見に対する個別の回答はいたしません。また、ご意見の内容が類似する場合は取りまとめて公開する場合があります。

○問合せ 都市計画課都市計画係 ☎(81)1854

都市計画の構想についての説明会と縦覧を実施します

都市計画の構想について、皆様のご意見を伺うために、説明会と縦覧を実施いたします。この都市計画の構想についてご意見のある方は、意見申出書を提出することができ、希望する方は公聴会で公述人として意見を述べることができます。

■都市計画の構想

宇都宮都市計画道路の変更(栃木県決定)

3・4・1号宇都宮栃木線、3・4・8号六美吾妻線、3・4・911号真岡壬生線及び3・5・902号壬生福和田線

■対象となる区域

壬生町大師町、通町、本丸一丁目、大字壬生甲、大字壬生乙、大字壬生丁及び大字藤井の各一部並びに下野市上台の各一部

■都市計画の構想の説明会

宇都宮都市計画道路の変更に関する説明会

○日時 平成31年1月10日(木)午後7時00分から

○場所 城址公園ホール(壬生中央公民館)中ホール
壬生町本丸一丁目8番33号

■都市計画の構想の縦覧期間

平成31年1月15日(火)～同月29日(火)

(土、日、祝日を除く)

■意見申出書の提出方法

意見申出書に住所、氏名、生年月日、職業、電話番号並びに意見の趣旨及びその理由、また公聴

会で公述人として意見を述べる意思の有無についても明記し、提出期間内に下記の提出先に持参又は郵送で提出してください。

○提出期間 平成31年1月15日(火)～同月29日(火)
(土、日、祝日を除く)

■公聴会の日時及び会場

宇都宮都市計画道路の変更に関する公聴会

○日時 平成31年2月7日(木)午後7時00分から

○場所 城址公園ホール(壬生中央公民館)研修室
壬生町本丸一丁目8番33号

■留意事項

意見申出書提出期間内に公述を希望する方がいない場合は、公聴会は開催しません。傍聴を希望される方は、開催の有無について、あらかじめ次の問い合わせ先にご確認ください。

■縦覧場所、意見申出書の提出先及び問い合わせ先

町都市計画課 都市計画係 ☎0282-81-1854

県都市計画課 計画担当 ☎028-623-2465

栃木土木事務所 企画調査課 ☎0282-23-3593

「壬生町第6次総合振興計画改訂(案)」 に対してご意見をお聞かせください



●目的

壬生町第6次総合振興計画は、平成28年度からの10年間で壬生町が目指す将来都市像とまちづくりの基本姿勢、土地利用構想等を盛り込んだ基本構想と平成28年度からの5年間で町が取り組む具体的な施策及び主な事業、指標等を盛り込んだ前期基本計画から構成される計画です。

この度、新庁舎を総合運動場CDグラウンドに建設することが決定したことを受けて、基本構想の中の土地利用構想について改訂が必要となったことから、「壬生町第6次総合振興計画改訂(案)」について、町民の皆様のご意見を募集します。

●募集期間

平成31年1月4日(金)～平成31年1月25日(金)

●意見の提出ができる方

町内に住所を有する方、町内に通勤又は通学する方、町内に事務所又は事業所を有する方、町税の納税義務者その他本計画について利害を有する方

●計画案の閲覧方法

以下の場所でご覧いただけます。

- ①町総合政策課企画調整係
- ②稲葉出張所
- ③南犬飼出張所
- ④町公式ウェブサイト

※町公式ウェブサイトを除き、閲覧は土・日・祝

日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

●意見の提出方法

パブリック・コメント記入用紙(町公式ウェブサイト及び上記施設に設置)により、次のいずれかの方法で提出してください。いずれの場合も、あて先は「壬生町総合政策課」宛でお願いします。

- ①郵送(〒321-0292、壬生町通町12-22)
または持参(土・日・祝日を除く平日の午前8時30分から午後5時15分まで)
- ②FAX(82)8262
- ③電子メール sougo@town.mibu.tochigi.jp
※電話による受付はいたしませんのでご了承ください。

●意見の取り扱い

提出されましたご意見の概要及び検討結果につきましては、町公式ウェブサイトに公開いたします。併せて総合政策課で閲覧することが出来ます。※ご意見をいただいた方の氏名等の公開及びご意見に対する個別の回答はいたしません。また、ご意見の内容が類似する場合は取りまとめて公開する場合があります。

○問合せ 総合政策課企画調整係 ☎(81) 1812

六美町北部土地区画整理事業について、 下記のとおり、事業計画(案)の縦覧を行います。

土地区画整理法第20条第1項の規定により、右記の通り事業計画案を縦覧します。

当該計画案について、都市計画で定められた事項以外について意見のある利害関係者は、平成31年2月7日(木)までに栃木県へ意見書を提出することができます。

- ・縦覧の期間 平成31年1月11日(金)から平成31年1月24日(木)まで(土・日・祝日も実施) 午前8時30分から午後5時15分まで
- ・縦覧の場所 町都市計画課
※土・日・祝日は当直室にて縦覧を実施します。
- ・連絡先 町都市計画課都市整備係 ☎81-1854

新4K衛星放送が始まりました!

ケーブルテレビの
4K専用チューナーは

新4K衛星放送 にも対応!

2018年12月1日よりNHKや民放キー局が4Kチャンネルを新設。4K対応テレビとケーブルテレビの4K専用チューナーがあれば、映画やスポーツ、ドキュメンタリーを4Kの臨場感あふれる映像で楽しむことが出来ます。

※4K専用チューナーに関する料金やお申込みについてはお問い合わせください。

4K対応テレビ



4K対応STB
(専用デジタルチューナー)

新4K衛星放送に
関するお問い合わせは

CATV 栃木ケーブルテレビ ☎0120-25-1819

家族や仲間と楽しく
ポイントを回って、スポーツ観光！！

参加者
募集



おもちゃのまちDE 観光ロゲイニング大会



地図を読み作戦を立てる



ポイントを探し写真を撮る

おもちゃのまちをステージに
話題のナビゲーションスポーツ初開催(〇)

ロゲイニングって？

地図を見ながら、目的のポイントを探し、写真を撮影して回るイベント。家族などのグループで参加でき、目的に応じてスポーツ・観光として楽しむことができます！



壬生町観光協会キャラクター
王城百花(みしろいちか)

平成31年3月3日(日) 10時15分スタート

※受付開始9時30分

日時 平成31年3月3日(日)
受付9時30分~/スタート10時15分~

参加料
1人/500円(高校生以下無料)

会場 壬生町おもちゃ博物館別館1階
(壬生町国谷2300)

募集人数
①②③④合計で100名程度

種目 ①一般の部(4時間) ②ファミリーの部(3時間)
③ウォークの部(3時間)④自転車の部(3時間)

募集締切
平成31年2月24日(日)※電話申込は、平日のみ

参加資格

- ①③④18歳以上(高校生不可)
※未成年者の参加には、保護者の同意が必要
- ②小・中学生とその保護者
※保護者とは、18歳以上の方(高校生不可)

申込方法

インターネット若しくは電話からの申込となります。
申込は、左記のQRコードより(もしこむHP)
問合せ先 080-9543-4812(かまくRUN)
電話での申し込み
壬生町観光協会 0282-81-1844



主催:壬生町観光協会(事務局 町商工観光課0282-81-1844)

共催:おもちゃのまち遊々創生ワーキング 後援 壬生町 協力:一般社団法人ポジティブスポーツ振興協会

第60回 栃木県郡市町対抗駅伝競走大会開催！

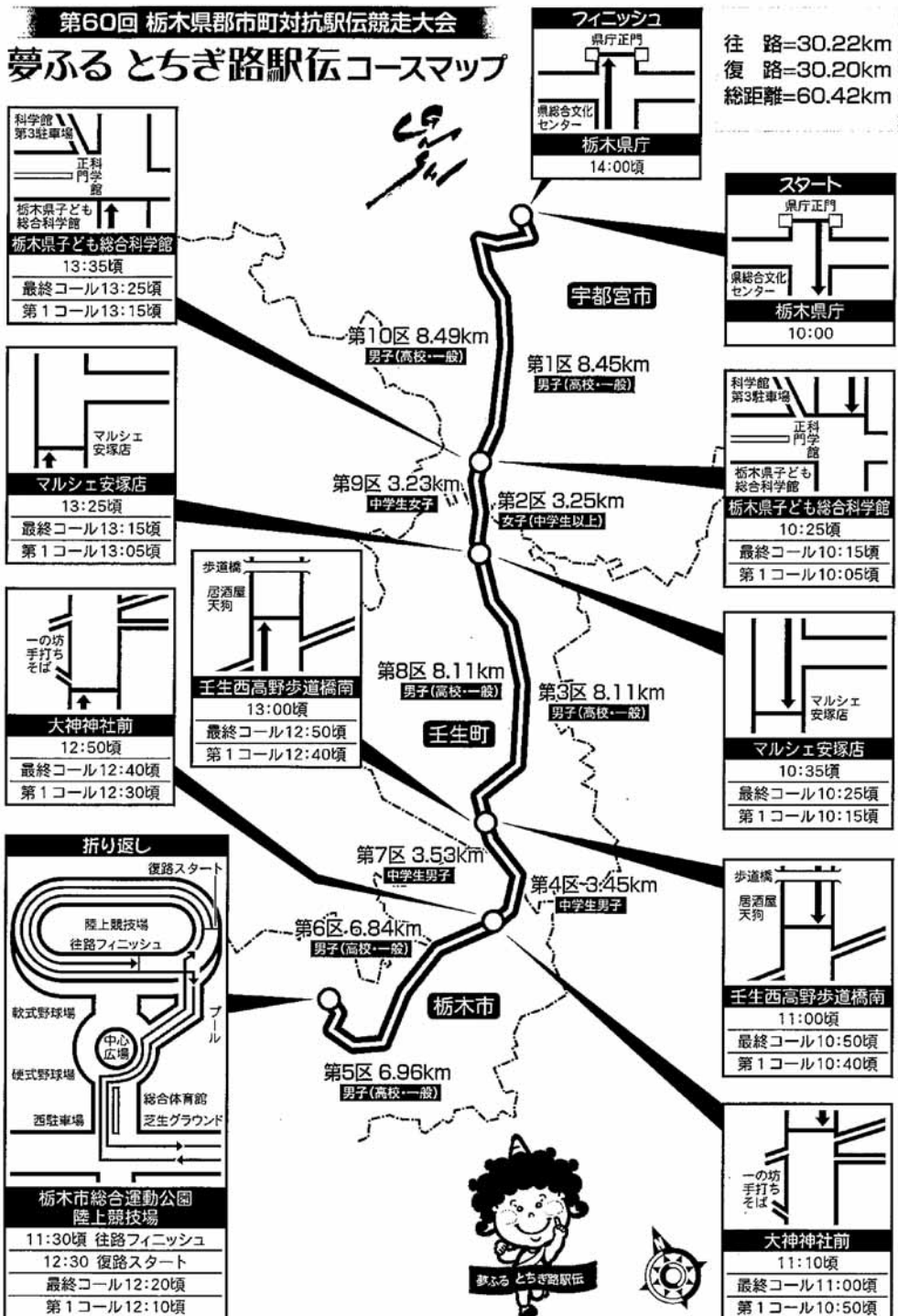
壬生町駅伝チームが出場！！

第11回 栃木県小学生駅伝競走大会開催！

壬生町の小学生チームが出場！！

会場：栃木市総合運動公園特設コース

第60回 栃木県郡市町対抗駅伝競走大会 夢ふる とちぎ路駅伝コースマップ



平成31年1月27日(日)に開催される第60回栃木県郡市町対抗駅伝競走大会に壬生町駅伝チームが出場します。

今大会から区間変更となりましたが、壬生町内のコース沿道及びマルシェ安塚店、西高野歩道橋南の中継所において町民の皆様のご声援をよろしくお願ひします。

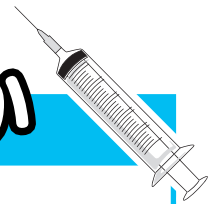
また、同日栃木市総合運動公園内特設コースにて、第11回栃木県小学生駅伝競走大会が開催され、町内の各小学校より集まった5・6年生のチームが出場します。こちらもぜひ応援をよろしくお願ひいたします。



連絡先
スポーツ振興課
☎82-2345



予防接種はお済ですか



高齢者インフルエンザ

- 対象者 町内に住民票を有する方で
 - ・満65歳以上の方
 - ・満60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がい有する方で身体障害者手帳1級を保持する方
- 実施期間 平成31年2月28日まで
- 実施場所 県内の委託医療機関
 - *直接医療機関へ予約してお受け下さい。接種当日は必ず健康保険証をご持参ください。
 - *施設入所者等で、医療機関での接種が困難な方は下記にお問い合わせください。
- 費用 自己負担額1,200円(期間内1回のみ助成)
 - *生活保護受給世帯の方は費用を助成します。接種前に必ず町健康福祉課健康増進係に申請してください。
- その他 対象者に対しての個別通知はありません。

高齢者肺炎球菌

- 対象者 町内に住民票を有する方で、
 - ・平成30年度に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳となる方(5歳刻みでの対象となります)
 - ・満60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がい有する方で身体障害者手帳1級を保持する方
- 実施場所 県内委託医療機関 *直接医療機関へ予約してお受け下さい。
- 費用 自己負担額2,700円(対象者に対して個別通知しています)

【高齢者肺炎球菌の変更点について】

◎定期接種の対象者の変更について

平成31年4月1日から、高齢者肺炎球菌・定期接種制度の対象者は以下のとおり変更となります。

- 対象者 町内に住民票を有する方で
 - ・平成31年度に65歳となる方
 - ・満60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、若しくは呼吸器の機能又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能に障がい有する方で身体障害者手帳1級を保持する方

◎任意接種の終了について

平成31年3月31日をもって、高齢者肺炎球菌・任意接種制度が終了となります。なお、この制度の対象者は下記のとおりとなりますので、任意接種を希望される方は下記の間合せ先にご連絡ください。

- 対象者 町内に住民票を有し、満70歳以上かつ、未だ定期・任意接種を受けたことがない方
- 実施場所 町内委託医療機関
- 助成額 3,500円(料金から3,500円を差し引いた額を負担していただきます)

問合せ

町健康福祉課健康増進係 ☎81-1885

壬生町消防団員応援の店

壬生町では、壬生町消防団員応援の店制度を実施しています。

この制度では、町内の多くの各商店様の御協力により、消防団員本人及びご家族様等に対し各商店様の様々なサポートをして頂いております。

平成30年12月現在の協力店

いろり焼き BUU	蕎麦吉本店	アンナブルナ
居酒屋 まし田	さえぐさ飯店	フォーシーズンズ壬生
らーめん処 鈴乃屋	清華楼	なかね鮮魚店
愛輪自動車	あいケアステーション壬生	河野辺畳店
田舎菓子処 増田屋	(有)中川正二商店	中華食堂 はくうん
時遊館 ナカザト	(有)一心亭	手打ちそば 甚作
ほしいも王国 戸崎農園	農家そば処 蕎香	みぶストロベリーファーム
お茶とお惣菜の パオ	割烹 山水亭	ダイニング ポン太
ファミリー衣料のざわ	輝グループ	ダンディ・ライアン
ホルモン亭壺屋壬生店	マミーポット みぶ	(株)壬生自動車学校

サポート条件、内容は、各お店によって異なりますので、必ずお店にお尋ねの上ご利用をお願いいたします。

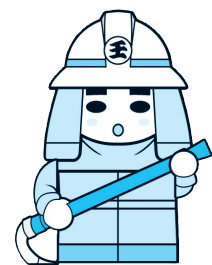
※インターネットでの検索は、壬生町ホームページ、壬生町消防団専用サイト又は、壬生町消防団員応援の店で検索できます。(サポート内容や条件、お店の情報を見ることが出来ます。)

※さらに多くのお店様(事業所様)にご協力して頂けるようお願いいたします。

※サポート店へのご協力についてのご相談は、壬生町役場総務課消防防災係までご連絡をお願いいたします。

問合せ

町総務課消防防災係 ☎81-1808



相談

人権相談・行政相談

毎月第3木曜日開催定期相談

「人権相談」

家庭生活や社会生活を営むうえで、自分の力では解決できない人権問題がございましたらお気軽にご相談ください。相談員は人権擁護委員です。

「行政相談」

医療保険、年金、道路など、行政についての苦情、要望等がございましたら、お気軽に定期相談をご利用ください。相談は定期的に開設しているほか、自宅でも随時受付しております。本町の行政相談員は次の方々です。

相田喜久夫氏 ☎(82)0603
 桑川 元一氏 ☎(86)3869

◎定期相談日

1月17日(木) 保健福祉センター 午後1時30分～4時
 2月14日(木) 稲葉地区公民館 午後1時30分～4時
 3月14日(木) 南犬飼地区公民館 午後1時30分～4時
 予約なしでも相談可能です
 が、お待たせしないために事

前予約をお勧めいたします。

(相談無料・秘密厳守)

◎問合せ

人権相談：生活環境課くらし安心係 ☎(81)1826

行政相談：総合政策課情報広報係 ☎(81)1814

また、宇都宮地方方法務局栃木支局において、毎週月・水曜日(祝休日を除く)午前9時30分～午後4時、人権擁護委員による常設相談が開設されています。

☎0570(003)110

心配ごと特別相談(弁護士相談) 相談無料

◎日時

1月10日(木) 午前10時～正午
 2月14日(木) 午前10時～正午

◎会場

保健福祉センター

◎対象

町内在住 各回5名(先着順)

なお、同一の内容の相談は一回限りです。

◎申込・問合せ

1月7日(月)午前8時半～電話申込受付
 2月12日(火)午前8時半～電話申込受付
 (福)壬生町社会福祉協議会 ☎(82)7899
 ※国が設立した法律相談機関

『法テラス栃木』もご利用ください。

☎050(3383)5395

人権擁護委員による人権相談所を開設

人権擁護委員による「人権相談所」を左記のとおり開設しますので、お気軽にご相談ください。

相談内容は秘密が守られ、相談料は無料です。また、相談には法務大臣から委嘱を受けた人権擁護委員が応じます。

【人権相談所】

◎日時 2月4日(月)午前9時30分～正午

◎会場 壬生町役場 ひばりA会議室

◎問合せ 生活環境課くらし安心係 ☎(81)1826

税理士会が行う還付申告無料税務相談

確定申告期に合わせ、還付申告無料税務相談を行います。内容により、有料になる可能性がありますので、事前に電話予約をお願いします。

◎実施日

2月6日(水)

◎場所

税理士会栃木支部各会員事務所

◎対象

所得金額300万円

以下の給与所得者及び年金受給者で少額の還付申告相談
 ◎問合せ・申込 税理士会栃木支部 ☎(24)4861

催し・講座

福祉のお仕事就職フェア(県南エリア小山市開催)

◎内容
 ・求人事務所との個別面談、相談
 ・相談員による福祉の仕事に関する相談

◎日時 1月26日(土)午後1時～3時30分(受付は3時まで)

◎場所 小山市立中央公民館(小山市中央町1-1-1)

◎対象 福祉の仕事をお探しの方、興味・関心のある方(平成31年3月卒業見込みの専門大学生、短大生、大学生の方を含む)

◎その他 申込不要・参加無料・入退場自由

◎問合せ 栃木県社会福祉協議会 福祉人材・研修センター(福祉人材無料職業紹介所) ☎028(643)5622

講演会のお知らせ

「口腔がんの実際～粘膜疾患から摂食嚥下について～」

◎日時 1月25日(金)午後1時30分～3時

◎場所 保健福祉センター会議室

◎講師 上野デンタルクリニック 院長 上野 泰宏

◎対象 みぶまち・獨協健康大学修了生・壬生町在住の方

◎主催 健康長寿のまちづくり推進協議会

◎企画 みぶまち・獨協健康大学終了生の会

◎申込・問合せ 健康福祉課健康増進係 ☎(81)1885

※「みぶまち健康の貯金箱」ポイント対象事業です。

栃木県立美術館企画展「水彩画の魅力」

「ターナーから清水登之まで」

◎期間 1月12日(土)～3月24日(日) ※休館日 月曜日(祝日の場合は翌日)

◎問合せ 栃木県立美術館 学芸課 ☎028(621)3566

※詳細はWEBサイトをご覧ください

<http://www.art.pref.tochigi.lg.jp/>

町民活動支援センター（みぶりん）講座参加者募集

和紙を使った「お雛様作り体験」

色鮮やかな和紙を貼った「お雛様」を作ってみましょう。

○講師 きりちゃん工房 桐林氏

○日時 2月16日（土）午後1時30分～3時30分

○参加費 材料代は実費負担（当日集金）約1,500円

○場所 保健福祉センター2階ボランテニア室

○定員 8名程度



初心者向けバルーンアート

バルーンアートを作りたい方！親子参加もOK！簡単なものを作ってコツをつかみましょう！

○講師 かたつむりバルーン鈴木氏

○日時 2月17日（日）午後1時30分～3時30分

○参加費 材料代は実費負担（当日集金）約200円

○場所 保健福祉センター2階ボランテニア室

○定員 15名程度



※両講座とも定員になり次第締め切らせていただきます。

○申込・問合せ 町民活動支援センターみぶりん

☎（21）8731

平成30年度の『みぶまち・獨協健康大学報告会』を開催！

○内容

・獨協医科大学医学部公衆衛生学講座との共同研究『壬生町健康寿命延伸事業』の中間発表

・みぶまち・獨協健康大学の修了生による活動報告

○日時 2月14日（木）午前10時～11時45分

○場所 獨協医科大学創立30周年記念館閑湊記念ホール

○申込・問合せ 1月17日（木）から電話又はFAXで受付します。

健康福祉課健康増進係

☎（81）1885

FAX（81）1121

FAXでお申し込みの際は、氏名・住所・電話番号をご記入ください。

募集

シルバー人材センター新規会員の入会説明会開催について

壬生町シルバー人材センターでは、新規会員の説明会を開催いたします。関心をお持ちの方は、説明会にぜひお越しください。

○入会資格

・壬生町にお住まいの、原則60歳以上の方

・健康で、働く意欲と能力のある方（特別な資格などは必要ありません）

・シルバー事業の趣旨を理解し、賛同する方

○日時 2月1日（金）午後1時30分から

○場所 壬生町シルバーワークプラザ研修室（大字壬生甲3844-2）

○説明会内容 入会資格説明・シルバー事業の趣旨説明・入会申込書の記入方法・質疑（約1時間程度）

○問合せ（公社）壬生町シルバー人材センター

☎（82）4682

FAX（82）4687

ベリーキッズクラブ支援員募集

- 募集人員 若干名
- 勤務時間 平日 午後1時30分～5時30分
夏休み等 午前8時～午後5時
※勤務日については、応相談。
時間外勤務有。
- 勤務内容 放課後及び長期休暇における学童保育。
- 勤務場所 ベリーキッズクラブ
壬生町本丸2-3-7（壬生小学校内）
- 賃金内容 時給900円～950円（交通費、雇用保険有）
※勤務状況により社会保険有
- 条件・資格 不問 保育園・幼稚園・学校等の勤務経験や教員免許のある方歓迎
- 応募方法 電話連絡の上、履歴書（写真添付）を役場こども未来課へ提出
※履歴書は返却いたしません
- 受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分
- 選考方法 面接（面接予定日は後日連絡）
- 問合せ・応募先 壬生町役場 こども未来課
☎（81）1887 壬生町通町12番22号

睦っ子児童クラブ支援員募集

- 募集人員 若干名
- 勤務時間 平日 午後2時30分～6時（7時まで勤務の場合あり）
※シフト制。学校行事等による変更あり
- 勤務内容 放課後及び長期休暇における学童保育。
- 勤務場所 睦っ子児童クラブ
壬生町大字壬生丁230-1（睦小学校内）
- 賃金内容 時給900円 有資格者A 時給1,100円
有資格者B 時給1,000円
- 条件・資格 不問
保育園・幼稚園・学校等の勤務経験や教員免許のある方歓迎
- 応募方法 電話連絡の上、履歴書（写真添付）を児童クラブへ提出
※履歴書は返却いたしません
- 受付時間 平日 午後2時30分～6時
- 選考方法 面接（面接予定日は後日連絡）
- 問合せ・応募先 睦っ子児童クラブ ☎（83）0811
壬生町大字壬生丁230-1（睦小学校内）

平成30年度壬生町職員採用試験

平成30年度壬生町職員採用試験を次のとおり実施します。申込方法など詳細については採用試験案内をご覧ください。

職種	採用予定人員	受験資格	申込受付期間	試験日
技能労務職	1名	①昭和53年4月2日～平成11年4月1日に生まれた方 ②以下の資格をすべて取得(修了)済みの方 ・中型自動車運転免許(8t限定可) ・車両系建設機械(整地等)運転技能講習 ・フォークリフト運転技能講習 ・ショベルローダー等運転技能講習	平成30年12月28日(金)～平成31年1月23日(水) ※土日・祝日・年末年始を除く 受付時間 午前8時30分～午後5時	平成31年2月6日(水) 会場：壬生町役場 ※詳細は採用試験案内をご覧ください。

ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ア 日本国籍を有しない方
- イ 成年被後見人及び被保佐人
- ウ 禁こ以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方
- エ 壬生町職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない方
- オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

●採用試験案内の配布

平成30年12月28日(金)から壬生町役場(総務課)、稲葉出張所及び南犬飼出張所にて配布します。また町の公式ウェブサイトからダウンロードすることもできます。

●採用予定

採用は平成31年4月1日の予定です。

●問合せ

総務課庶務人事係 ☎81-1806

日本年金機構では国民年金保険料のご案内を民間委託しています。

日本年金機構では、国民年金保険料の納付・免除促進の一部について、民間事業者へ委託しています。

国が行っていた国民年金保険料の納付・免除促進の一部を民間事業者に委託し、創意工夫や独自ノウハウの活用により、低コストでより良いサービスの提供を目指すものです。

《主な業務》

電話・文書・戸別訪問による納付案内をさせていただきます場合があります。

◎国民年金保険料の納付(未納)状況に関する納付のご案内

◎国民年金保険料免除・納付猶予制度のご案内

【訪問時の注意点】

- ・顔写真入り身分証明書を提示します。
- ・その場で、現金を預かることはありません。

《ご案内させていただく委託事業者(栃木年金事務所)》

事業者名

日立トリプルウィン(株) N T T印刷共同企業体

お問い合わせ先 ☎0120-211-231

※民間委託事業についての詳細や、その他の地域を担当する委託事業者については、日本年金機構ホームページ又は、お近くの年金事務所でご確認ください。

壬生町臨時職員(中央公民館)募集

- 募集人員 1名
- 勤務内容 壬生中央公民館管理及び事務
- 勤務日 火～日曜日
- 勤務時間 火曜日 午後1時～5時(4時間)
水～日曜日 午前8時30分～午後5時15分
(7時間45分)(内週38時間45分)
上記の外、時間外勤務あり
- 勤務場所 壬生中央公民館
壬生町本丸一丁目8番33号
- 賃金内容 時給860円
通勤手当支給(対象者のみ)
社会保険・雇用保険・労災保険加入
- 採用予定日 平成31年4月1日(月)
- 任用期間 平成31年4月1日～9月30日
(更新あり)
- 応募方法 履歴書(写真貼付)を壬生中央公民館事務室へ提出または郵送する。受理した履歴書は返却いたしません。
- 応募期限 平成31年2月1日(金)必着
(郵送を含む)
- 応募窓口 壬生中央公民館(城址公園ホール)
- 受付時間 水～日曜日 午前8時30分～午後5時15分
火曜日 午後1時～5時
- 選考方法 面接(面接予定日は、後日連絡します)
- 問合せ 壬生中央公民館(城址公園ホール)
☎(82)0108
壬生町本丸一丁目8-33
休館日:月曜日、火曜日(午前)、祝日

壬生町臨時職員(用務員)募集

- 職種及び募集人員 用務員 1名
- 職務内容 印刷業務等
- 応募資格 ・普通自動車運転免許を有する方
・学歴は問いません
- 受付期間 平成31年1月28日(月)～2月8日(金)
午前8時30分～午後5時15分まで
(土日・祝日は除きます。)
- 提出書類 ・申込書(町公式WEBにてダウンロードできます。)
・履歴書
・運転免許証の写し
※提出書類はお返ししませんのでご了承ください。
- 提出先 〒321-0292 壬生町通町12番22号
壬生町役場総務部総務課
- 試験内容 面接試験(面接予定日は、後日連絡します。)
- 賃金 時給890円
- 手当等 通勤手当支給、各種社会保険加入あり
- 勤務日・時間 月曜日から金曜日
・実働時間 午前8時30分～
午後3時15分(5時間45分)
- 任用期間 平成31年4月1日～9月30日まで
(任用期間後、更に6か月の更新可)
- 有給休暇等 有給休暇5日
- 問合せ 総務課文書法規係 ☎(81)1807

壬生町交通指導員募集

- 目的 本町における児童の登校時及び歩行者等の通行の安全と住民の交通安全思想及び交通安全行政の促進を目的として、壬生町交通指導員設置条例等に基づき指導員を募集します。
- 募集人数及び職種 1名 交通指導員(壬生町非常勤特別職)
- 勤務地及び勤務日 壬生町内 原則として児童の登校日
- 任期等 4年間 更新有り(ただし更新時に70歳以下)
- 職務内容 ・児童の登校時の安全な誘導
・交通安全についての広報活動の推進等の業務
- 報酬 月額 48,000円
- 受験資格 採用予定日において70歳以下の方で普通自動車運転免許証をお持ちの方
- 提出書類 履歴書(市販のものに記載)
- 提出先 〒321-0292 壬生町通町12番22号
壬生町民生部生活環境課くらし安心係
- 受付期間 平成31年1月4日(金)から平成31年2月15日(金)
午前8時30分から午後5時まで(役場閉庁日は除く。)
(郵送の場合は、平成31年2月15日消印有効)
- 試験内容 筆記試験・面接試験(試験日程は後日連絡します)
- 採用予定日 平成31年4月1日(月)
- 問合せ 生活環境課くらし安心係 ☎81-1826



壬生町消費生活センター相談員募集

- 目的 壬生町消費生活センターの円滑な業務を行うため、壬生町消費生活センター条例等に基づき相談員を募集します。
- 募集人数及び職種 1名 消費生活相談員（壬生町非常勤特別職）
- 勤務地 壬生町民生部生活環境課内
壬生町消費生活センター
- 採用期間及び勤務日・時間 平成31年4月1日から平成32(2020)年3月31日まで（1年ごとの更新有り）
月曜日から金曜日（壬生町役場閉庁日を除く）の内3日程度勤務
勤務時間 午前9時から午後4時まで
- 職務内容 ・町民からの消費生活に関する相談及び苦情処理、あっせん、助言
・消費者教育及び啓発に関する業務
- 賃金 日給7,200円（支給は毎月）
- 受験資格 次の（1）と（2）に該当する方
（1）次のいずれかの資格を有する方、またはこれまでに相談業務の経験のある方、またはこれらの資格を取得する意欲のある方。
ア. 消費生活相談員（国家資格）
イ. 消費生活専門相談員（独立行政法人国民生活センター認定資格）
ウ. 消費生活アドバイザー（財団法人日本産業協会認定資格）
エ. 消費生活コンサルタント（財団法人日本消費者協会認定資格）
（2）初歩的なパソコン操作（ワード・エクセル・インターネット）のできる方。ただし、次のいずれかに該当する方は受験できません。

- ア. 成年被後見人及び被保佐人
- イ. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、または、その執行を受けることがなくなるまでの方
- ウ. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した方

- 提出書類 履歴書（市販のものに記載）
資格証の写し
- 提出先 〒321-0292 壬生町通町12番22号
壬生町民生部生活環境課くらし安心係
- 受付期間 平成31年1月4日（金）から平成31年2月15日（金）
午前8時30分から午後5時まで（役場閉庁日は除く。）
（郵送の場合は、平成31年2月15日消印有効）
- 試験日・会場 後日連絡します。
- 試験内容 作文・面接試験
- 採用予定日 平成31年4月1日（月）
- ◎問合せ 生活環境課くらし安心係 ☎81-1826



お知らせ

あき地の管理を徹底しましょう

管理されていないあき地では、雑草が繁茂し、病害虫の発生源となるばかりか、ごみの不法投棄をされることも多くなります。また、冬季は夏から秋にかけて繁茂した雑草が枯れ、火災の原因となりかねません。

町内のあき地は「壬生町あき地の環境保全に関する条例」において、適正に管理することが義務づけられています。

あき地は所有者もしくは管理者の責任で管理の徹底をお願いいたします。

◎問合せ 生活環境課環境係 全係 ☎(81)1834

野外焼却(野焼き)はやめましょう

家庭から出るごみや事業所から出るごみは、その種類にかかわらず、野外での焼却は禁止されています。

ごみを燃やすとダイオキシン

ンなどの有害物質が発生し、大気汚染の一因となります。また、異臭や煙でご近所に迷惑をかけることとなりますし、火災の原因となることも少なくありません。特に、冬季は空気が乾燥して火災が起こりやすく、延焼しやすい時期です。

ごみを処分する場合は、一般家庭については、決められた日の朝にゴミステーションへ出してください。また、事業所については、許可業者へ処理を委託してください。

どんど焼きなどの風俗習慣または宗教上の行事や、農業を営むうえでやむを得ない軽微な焼却(※)などを除き、野外焼却は認められていませんので、絶対に行わないでください。

※農業用塩化ビニール・ポリエチレン類の焼却は認められていません。

◎問合せ 生活環境課環境係 全係 ☎(81)1834

犬の飼い主の皆さんへ

○犬を家族に迎えたら、まず町に登録をしましょう。

新たに犬を飼う場合(購入、贈与等)、飼い主は犬を飼い

始めてから30日以内に町に登録をしなければなりません。(ただし、出生の場合は90日を経過した日から30日以内。)

○狂犬病予防法第4条

登録された犬には鑑札が付されます。鑑札は愛犬の住民票です。もし、愛犬が住所移転や死亡した場合は必ずご連絡をお願いします。

○狂犬病予防注射を受けさせましょう。

狂犬病の予防注射は、国内で犬を飼育する場合、年1回必ず受けさせなければなりません。(狂犬病予防法第5条)

狂犬病はとても恐ろしい病気です。狂犬病は、犬に限らずヒトも含め、全てのほ乳類に感染する可能性があります。また、狂犬病は発症すると致死率はほぼ100%。つまり、発症してしまつては、現代の医学では助けることができません。近年、日本での発症例は報告されていませんが、世界的には、毎年、狂犬病により数万人が亡くなつていといわれています。

ほ乳類の密輸等によつて狂犬病がいつ日本に入ってくるかわかりません。狂犬病の予

防注射は、愛犬を守るだけでなく、人を守るためのものなのです。

○犬はつないで飼いましよう。

(栃木県条例)

犬は多くの場合、飼い主には従順です。しかし、全ての人に従順というわけではありません。

放し飼いやきちんとなつないでいなかつたがために、飼い犬がほかの人や犬を傷つけた場合、飼い主がその責任をとり、損害賠償をしなくてはなりません。飼い犬はつなぐか、清潔なおりに入れて飼いましよう。

○犬のふんは持ち帰りましよう。(壬生町条例)

自分の敷地や家の前に犬のふんが落ちていたら不快に思いませんか？

また、子どもたちが遊ぶ公園で犬がふんをして、誰もそれを片付けなかつたらどう思いますか？

犬のふんの持ち帰りは、飼い主が守るべき最低限のルール・マナーです。ふんは必ず持ち帰り、適正に処分しましよう。

○犬の尿も適切に処理しましよう。(壬生町条例)

他人の家の軒先や電柱などは、臭いが残つて迷惑になります。散歩の前には必ず犬の排泄を済ませましよう。尿をしてしまった場合は、水で流したり、させる場所を考えて散歩させましよう。

※愛犬は家族の一員です。社会のルールを守つて大切に飼育しましよう。

○犬の登録や狂犬病予防注射についての届出、お問い合わせは……

生活環境課環境保全係
☎(81)1834

○動物に関するご相談は……

栃木県動物愛護指導センター
☎028(684)5458

中小企業・小規模事業者の皆様へ

2019年(平成31年)10月1日から消費税が10%に引き上げられ、それと同時に消費税軽減税率制度が実施されます。

中小企業・小規模事業者等に対しては、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等が必要になる場合に、これに要する経費の一部を補助する国の制度がございます。是非ご利用ください。

詳しくは「軽減税率対策補助金事務局ホームページ」をご覧ください。
<http://kzi-hojio.jp/>

越冬病害虫を防除するため、あぜ道等のしば焼きを実施します。

○日時 1月27日(日)午前9時から正午 ※雨天等により実施できない場合は、2月3日(日)に順延

○場所 下野市内の水田・畑のあぜ道等

○問合せ先 下野市農政課農業振興グループ
☎0285(32)8906

空家バンクをご活用ください！

空家を貸したい・売りたいという所有者の方からの情報を、借りたい・買いたいとお考えの方へ紹介をする「空家バンク」が、この4月から始まり

ました。現在「空家を探している」とのご相談は何件かいただいておりますが、「空家を貸したい、売りたい」といった相談が乏しく、紹介に至らない状況です。空家バンクの申請は建設課住

宅係で受け付けております。ご相談だけでも大丈夫です。お気軽にご連絡ください。

○問合せ 建設課住宅係
☎(81)1849



町営住宅入居者募集

住宅	棟	階数	家賃(円)	間取り	備考
ひばりヶ丘団地 (壬生町大字 壬生丁281) 国谷駅まで 徒歩約7分	1号棟	3階	12,900~ 19,300円	3K (49.9㎡)	駐車場は1世帯に1台です。給湯器・浴槽・風呂釜はありません。
	2号棟	2階	15,800~ 23,500円	3K (54.9㎡)	家賃はあくまで予定です。家賃算定の結果この範囲外になる可能性もあります。家賃のほか共益費がかかります。
	3号棟	2階 3階	15,600~ 23,300円	3K (54.9㎡)	
下台団地 (壬生町駅 東町4-24)	1号棟	3階	15,800~ 23,500円	3K (54.9㎡)	家賃はあくまで予定です。家賃算定の結果この範囲外になる可能性もあります。家賃のほか共益費がかかります。
壬生駅まで 徒歩約2分	2号棟	2階	15,800~ 23,500円	3K (54.9㎡)	
	3号棟	2階 3階	15,600~ 23,300円	3K (54.9㎡)	

○家賃の金額は、最新の所得によつて決まります。

○入居の際には、家賃2ヶ月

分の保証金と連帯保証人が必要となります。連帯保証人は壬生町に居住している方または県内に居住している親族の方で1名です。

○**申込方法** 1月7日(月)に建設課住宅係で入居申込書を配布します(土日を除く)。入居を希望される方は、入居申込書に必要書類を添えて下記の受付期間中に建設課住宅係まで提出してください。

○**受付期間** 1月7日(月)～18日(金)午前8時30分から午後5時まで(土日祝を除く)

申込者多数の場合は抽選になります。抽選会は1月28日(月)午前10時から予定しております。

○**申込み資格**

以下の要件を満たす方です。また、1世帯につき1住宅となります。

1 現在同居している、又は同居しようとする親族がある方(3ヶ月以内に結婚、同居する婚約者を含む。)

※町営住宅に単身で入居を希望する場合の方でも、一定の条件を満たせば申込できます。

詳しくは係までお問い合わせください。

2 住宅に困窮していることが

明らかの方

(申込者又は同居予定の方が住宅を所有している場合は原則として申し込むことはできません。)

3 市町村税を滞納していない方

4 暴力団員でない方(同居者も含みます)

5 所定の計算方法により算出した世帯全員の所得額が次の金額以下である方

○入居日は平成31年2月12日以降になります(事務手続きの都合により前後する可能性があります)。

◎**問合せ** 建設課住宅係
☎(81)1849

世帯の区分	全世帯の月あたり所得額
一般世帯	158,000円以下
裁量階層世帯	214,000円以下

国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の納付額を証明する書類について

確定申告をされる場合、社会保険料控除の控除額を証明する書類として、国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料の領収書等が必要となります。

年金から国民健康保険税、

介護保険料、後期高齢者医療保険料を天引きされている方には、日本年金機構から送付されている年金の源泉徴収票が必要となります。

また、口座振替で納付されている方は、1月下旬までに町税務課から送付する口座振替通知書をお使い下さい。

領収書等を紛失された場合は、納付額確認書を発行することができません。運転免許証等の本人確認ができる書類をお持ちのうえ、町税務課収税係までお越しください。

◎**問合せ** 税務課収税係
☎(81)1816

健康の貯金箱の景品の申請期限は1月31日までです

健康診断を受診し、健康づくり事業や介護予防事業等に参加することでポイントがもらえます。ポイントをためていただくと素敵な景品と交換できます。申請の締め切りが近づいておりますので、お早めにご応募ください。

また、申請できる対象が拡大しました！是非皆さま健康づくりにチャレンジしてください。

○**対象** 壬生町在住・在勤・在学の平成30年4月1日時点で満19歳以上の方

○**申込方法** (WEB版)ポイント対象事業に参加し、500ポイントを貯め、景品申請ボタンから応募。

(紙版)ポイントカードをもらい、対象事業に参加しポイントカードに記入し、100ポイント貯める。必要事項を記入し、左記問合わせ先に郵送または応募箱に投函。ポイントカード応募箱は役場健康福祉課・保健福祉センター・南犬飼出張所・稲葉出張所に設置しております。

○**申込期間** 締切 平成31年1月31日(木)

○**その他** ※景品の発送は3月を予定しております。

※詳しくは町公式ウェブサイトで確認していただくか左記にお問い合わせください。

◎**問合せ** 健康福祉課健康増進係
☎(81)1885



生活環境影響調査結果の縦覧について

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第2項の規定に基づき、壬生町清掃センター基幹的設備改良に係る生活環境影響調査の結果について、次のとおり縦覧いたします。

また、壬生町清掃センター基幹的設備改良に関して利害関係を有する方は、生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができます。

◆**縦覧について**

○**縦覧の場所** 壬生町役場民生部生活環境課、壬生町清掃センター

○**縦覧の期間** 1月28日(月)～2月26日(火)まで(土、日、祝日を除く)

○**縦覧の時間** 午前9時から午後5時まで

◆**意見書について**
○**意見書の提出先** 壬生町役場民生部生活環境課、壬生町清掃センター

○**意見書の提出期限** 3月12日(火)まで

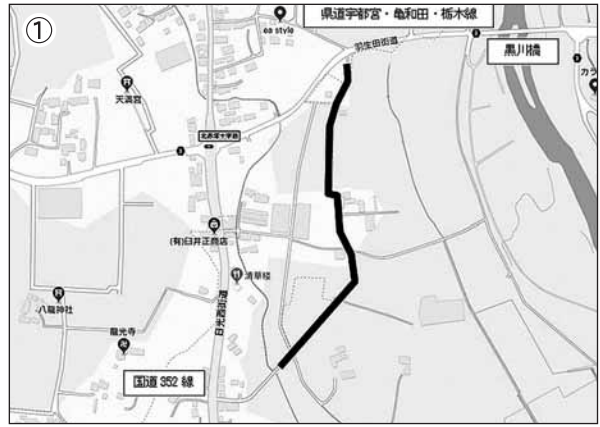
◎**問合せ** 生活環境課環境保全係
☎(81)1834

水道工事にご協力ください

水道工事を、下記の箇所で行います。
工事期間中は、ご迷惑をおかけいたしますが、
ご協力をお願いいたします。

- 工事名
 - ①配水管布設工事
 - ②配水管布設工事
- 工事箇所
 - ①大字七ツ石地内
 - ②大字羽生田地内
- 工事期間
 - ①3月中旬まで
 - ②3月中旬まで

- ◎問合せ
 - 町水道課工務係
 - ☎(82)2260



下水道管渠の清掃にご協力ください

下水道汚水管の維持管理の一環として、以下の
場所で清掃作業を行います。作業中、ご迷惑
をおかけしますが、ご理解いただきますようお願い
いたします。

- 作業箇所 緑町二丁目外地内
- 作業期間 1月中旬から2月下旬まで
- ◎問 合 せ 下水道課工務係
☎(81)1858・1859



傾聴ボランティアグループ 「きかせて」が贈るサロン 『11月』の開催について

傾聴ボランティアグループ「きかせて」のメンバーが参加していただいた方のお話し相手をいたします。どなたでも参加できます。和やかな雰囲気の中で、お茶やコーヒーを飲みながら楽しいひと時を過ごしませんか？

- 開催日 1月8日(火) (午前10時～11時30分)
- 参加費 無料
- 会場 保健福祉センター
- ◎問合せ 壬生町傾聴ボランティアグループ「きかせて」
☎(82)3902 佐藤方
町社会福祉協議会 ☎(82)7899

オレンジカフェ「福来(ふくら)」の開催について

認知症の方やその家族、地域住民の方々、専門職等の誰もが参加できる集いの場です。

どなたでもお気軽にお越しください。お茶やコーヒーを飲みながら、ほっとひと息しませんか？

○開催日 1月22日(火)
(午前10時～正午)

○参加費 100円

○会場 しもつけ荘内 地域交流サロン

◎問合せ

健康福祉課介護保険係

☎(81)1876・1877

壬生北地区地域包括支援センター

☎(86)3579

壬生南地区地域包括支援センター

☎(82)2119

オレンジカフェ「なごみ」の開催について

認知症の方やその家族、地域のみなさんが楽しめる場所です。お茶を飲みながら、なごみましょう。

○開催日 1月25日(金)

○時間 午前10時～正午

○参加費 100円

○会場 グループホーム「元氣」内 地域交流サロン

◎問合せ

健康福祉課介護保険係

☎(81)1876・1877

壬生北地区地域包括支援センター

ター ☎(86)3579
壬生南地区地域包括支援センター ☎(82)2119

ふれんどカフェの開催について

介護施設グループホームふれんど東雲では、地域住民の方々と誰もが参加できる集いの場を開催しています。どなたでもお気軽にお越しください。

○開催日 1月20日(日)

○時間 午前10時～11時

○参加費 無料

○場所 ふれんど東雲

◎問合せ ふれんど東雲

☎(25)7055



平成30年度 第6回介護者サロンの開催について

家族を介護する方が、悩みや不安を安心して話をしたり、情報交換をする場として、介

護者サロンを開催しております。

介護者の方同士で自分の体験について話し合い、励ましあい、親睦を深めることで、より良い介護をめざしていきましょうか？

《活動内容》

介護者サロンでは参加者の話を聞いたり、自分の体験を話したりしています。(自分から話をするのが苦手な方も、話を聞く、情報をもらうことを目的に参加できます。)

また、壬生町職員、地域包括支援センター職員も出席しておりますので、介護サービスについての悩みなどがございましたらお話ください。
※介護者サロンで話された内容を他に話すことはありません。

○開催日時 2月8日(金)

午前10時～11時45分

○開催場所 保健福祉センター

※参加を希望される方は、1月24日(木)までに左記のいずれかにお申込みください。

◎申込み

健康福祉課介護保険係

☎(81)1876・1877

壬生北地区地域包括支援センター ☎(86)3579
壬生南地区地域包括支援センター ☎(82)2119
町社会福祉協議会 ☎(82)7899

家族介護教室のお知らせ

「在宅医療と訪問看護について」～思い出深い我が家で過ごすために～

○日時 1月30日(水)

午前10時～正午

○場所 グループホーム元氣内「地域交流室」
(大字壬生甲2224-1)

○講師 とちぎ訪問看護ステーションみぶ所長 居宅介護支援事業所みぶ管理者 藤田みかる氏

○対象 壬生町に在住または壬生町内の事業所に勤務して、高齢者を介護している家族の方や興味関心のある方。(定員30名程度)

○申込み期間 1月26日(土)まで

◎申込み・問合せ 壬生南地区地域包括支援センター

☎(82)2119

太極拳青空教室お休みのお知らせ

町体育協会太極拳部(部長 阿部紀久子)では毎朝7時より、しののめ公園の芝生を利用して、太極拳青空教室を行っています。

下記のとおり、冬休み期間がございますのでお知らせいたします。

○休み期間 平成30年12月16日(日)～平成31年3月16日(土)

○再開日時 平成31年3月17日(日) 午前7時～(悪天候時は中止)

○場所 しののめ公園芝生広場(東武鉄道東側)

○会費・手続き 不要

第34回壬生町バスケットボール大会参加チーム募集

○主催 壬生町体育協会バスケットボール部

○日時 2月17日(日)・24日(日)試合開始 午前9時

※1・2試合目のチームは



午前8時30分集合

○会場

・2月17日 壬生中学校体育館
・2月24日 南犬飼中学校新体育館

○種目

男子の部・女子の部
男子シニアの部（40歳以上・17日のみ）

○参加資格

・ユニフォームのあるチームで、高校生以上の方

・審判及びオフィシャルができること

○参加費 1チーム3,000円

○申込方法 参加申込書に参加料を添え、町スポーツ振興課（総合運動場体育館内）までお申込みください。

（申込受付時間午前8時30分～午後5時15分）

※申込書は、スポーツ振興課で配布するほか、町公式WEBからもダウンロードできます。

○申込期間 1月11日（金）～30日（水）（期限厳守）

○注意事項 2月10日（日）午前10時から、総合運動場管理棟2階会議室で代表者会議・抽選会を行いますので、必ず

出席してください。

○申込み・問合せ

スポーツ振興課 ☎(82)2345

第60回栃木県都市町対抗 駅伝競走大会に伴う壬生町総合運動場施設の使用制限について

平成31年1月27日（日）に開催される第60回栃木県都市町対抗駅伝競走大会の開催に伴い、壬生町総合運動場の施設に限り左記のとおり使用を制限させていただきますので、ご理解とご協力のほどよろしくお願いいたします。

○日時 1月27日（日）午前5時～午後3時

○対象施設

・総合運動場グラウンド（南部運動場および北部運動場は対象外）

・総合運動場テニスコート

・総合運動場体育館

・総合運動場武道館および弓道場

・総合運動場管理棟

○問合せ スポーツ振興課 ☎(82)2345



189をいごもに存じますか？

未来へと 命を繋ぐ 189

虐待かとも思っただらすぐにお電話をください。

児童相談所全国共通ダイヤル 189（いちばやく）

連絡は匿名で行うことも可能です。連絡者や連絡内容に関する秘密は守られます。

町では子どもたちを児童虐待から守るために、壬生町要保護児童対策地域協議会を組織し、要保護児童の早期発見やその適切な保護を図っております。

○問合せ こども未来課 ☎(81)1831

「ポケット」子育て支援講座

◇生涯学習館会場

○親子ふれあいサロン

親子で食べられるバレンタインデーのスイーツを作ろう！

○日時 2月8日（金）午前10時～11時30分

○場所 生涯学習館 日本間
○対象 未就園児と保護者

○申込方法 左記宛電話申込

○申込締切 2月5日（火）

○申込・問合せ ☎(82)0983（岡本）・☎(86)3023（加藤）

*実費負担あり（300円）
*事前に必ずお申込みください。先着10組までです。

◇南犬飼地区公民館会場

○すくすく広場

大きいクッキーを作ろう！

○日時 1月24日（木）午前10時～11時30分

○場所 南犬飼地区公民館 日本間

○対象 未就園児と保護者
*申込み不要・参加費無料
*当日直接会場へ

*飲み物は各自ご持参ください

○問合せ ☎(82)0983（岡本）・☎(86)3023（加藤）

子育て支援の「ポケット」カフェ

子育てに迷ったり、行き詰まったりしていませんか？

ホッとひととき、お茶しながらおしゃべりしませんか？

○日時 1月10日（木）・17日（木） 午前10時～午後2時

○場所 南犬飼地区公民館

分館

○対象 未就園児と保護者

*申込み不要・参加費無料
*当日直接会場へ

*参加費50円
○問合せ ☎(82)0983（岡本）・☎(86)3023（加藤）

平成31年度壬生町奨学生募集

町では、経済的に困窮している世帯で高等学校に進学を予定している者に奨学金を給付いたします。

○対象

・平成30年度壬生町立中学校の卒業生で高等学校に進学を予定している者

・学習への取組及び行動状況共に良好な者

・経済的な理由により修学困難な者と選考委員会が認める場合

○給付年額

県立高校 50,000円
私立高校 100,000円

○応募期間 1月15日（火）～2月28日（木）

○願書配布先及び応募方法 町内中学校にある奨学資金支給申請書等に必要事項を明記し、中学校に提出してください。

○問合せ 教育委員会学校教育課 ☎(81)1870

児童館からのお知らせ

「はじめての児童館」

児童館をはじめて利用する親子を応援します。
(毎月1回)

- 日 時 1月23日(水) 午前10時30分～11時30分
- 内 容 館内の案内・利用の仕方・読み聞かせ・自由遊び
- 申 込 前日までに要申込(電話可)

マミータイム

小物づくりをきっかけに子育て・ママ友づくりを応援します。(毎月1回)

【いも虫のストラップ】

- 日 時 1月25日(金)
午前10時～12時
(クラフト受付11時30分まで)

- 対 象 未就園児親子
- 申 込 不要

<共通事項>

- ◎問合せ 壬生町児童館 ☎(82) 7 3 8 8



図書館からのお知らせ

○移動図書館(BM) 1月の日程

9日(水)	藤井小学校	13:00～14:00
10日(木)	羽生田小学校	13:00～14:00
11日(金)	稲葉小学校	13:00～14:00
16日(水)	安塚小学校	13:00～15:00
17日(木)	睦小学校	13:00～15:00
22日(火)	壬生北学校	13:00～14:00
23日(水)	壬生東小学校	13:00～15:00
25日(金)	おもちゃのまち (おもちゃ団地協同組合 北側駐車場)	14:00～16:00

○移動図書館(BM) 2月の日程

6日(水)	藤井小学校	13:00～14:00
7日(木)	羽生田小学校	13:00～14:00
8日(金)	稲葉小学校	13:00～14:00
13日(水)	安塚小学校	13:00～15:00
14日(木)	睦小学校	13:00～15:00
19日(火)	壬生北学校	13:00～14:00
20日(水)	壬生東小学校	13:00～15:00
22日(金)	おもちゃのまち (おもちゃ団地協同組合 北側駐車場)	14:00～16:00

※なお、天候や行事の都合により上記日程、時間に変更になることがありますので、ご了承ください。

※移動図書館「おもちゃのまち」は一時的に、おもちゃ団地協同組合北側駐車場に変更となっておりますので、ご注意ください。



図書館キャラクター：ミブラ

冬のおはなし会「食べてみたい!!」

読書ボランティア「おはなしアライグマ」の皆さんによる、冬のおはなし会です。冬ならではの楽しいおはなしが盛りだくさん。ぜひ、遊びに来てください。

- 日 時 1月19日(土)
午後2時～2時45分
- 場 所 図書館 2階 児童室
- 申込方法 申込みは必要ありません。当日、直接ご来館ください。
- その他 大型絵本『もちづきくん』
絵本『たべてみたい!!』
おりがみ工作「ゆきだるま」
他

おはなし会1・2月の日程

図書館では、スタッフ・ボランティアによる子ども向けの読み聞かせを開催しております。

・おはなしひろば

1月5日(土)・12日(土)・26日(土)
2月2日(土)・9日(土)・16日(土)・
23日(土)

午後2時～2時45分

※1月19日(土)は、午後2時から「冬のおはなし会」を開催します。

・親子おはなし会

(3・4・5才向け)

1月12日(土)・2月9日(土)
午前11時～11時30分

(0・1・2才向け)

1月17日(木)・2月21日(木)
午前11時～11時30分

《共通事項》

- ・会 場 図書館2階 児童室
- ◎問合せ 町立図書館 ☎82-8543

夜 間 ・ 休 日 の 診 療 機 関

◆壬生町休日当番医 9:00~17:00

日付	病 院 名	自治会名	電話番号
1月1日	にしやま内科クリニック	上 長 田	☎86-6000
1月2日	高橋とおるクリニック	至 宝 北	☎25-5881
1月3日	はしもとクリニック	駅 東 町	☎21-7300
1月6日	福井セントラルクリニック	おもちゃのまち	☎86-6624
1月13日	大久保クリニック	落 合	☎81-0880
1月14日	壬 生 東 診 療 所	藤 井	☎82-5800
1月20日	荒川内科クリニック	安 塚 南	☎86-0501
1月27日	にしやま内科クリニック	上 長 田	☎86-6000
2月3日	高橋とおるクリニック	至 宝 北	☎25-5881
2月10日	はしもとクリニック	駅 東 町	☎21-7300
2月11日	小林内科クリニック	上 長 田	☎86-8039



◆栃木地区急患センター 栃木市境町27-15 ☎22-8699

診療日時	平日（月～土曜日）	19:00～22:00 内科（小児を含む）のみ
	休日（日曜日）	内 科 9:00～21:00 外 科 9:00～17:00 小児科 18:00～21:00
	休日（祝日・年末年始）	内科（小児を含む）、外科 9:00～21:00

※受診する際は、事前に電話確認をしてお出かけください

◆とちぎ救急医療電話相談

急な病気やけがについて、経験豊富な看護師が相談に応じます。

〔子ども〕月曜日～土曜日 18:00～翌朝8:00
日曜日・祝日 24時間

☎028-600-0099 プッシュ回線#8000

〔大人〕毎 日 18:00～22:00

☎028-623-3344 プッシュ回線#7111

「自殺予防いのちの電話」

日 時 毎月10日 午前8時 ～ 翌日11日 午前8時の24時間

相談内容 自殺予防相談（死にたい、死のうと思っている。生きている意味がないなど。）

相談番号 0120-783-556 *通話料金無料



壬生町防災行政無線システムについて

放送内容の確認（電話応答装置）

「放送されていることに途中で気付いた」「風が強くて放送内容がよく聞こえなかった」という場合は、次の番号に電話すると放送内容を聞くことができます。

電話番号 0282-82-9000

拡声子局（町内30か所）の機能

- 拡声放送……各子局から、マイクを使って、スピーカーによる拡声放送ができます。
- 連絡通話……各子局から防災センター、壬生町役場へ装置を使用し無線による連絡通話ができます。

その他にも、こんな機能があります。

- 防災メール
登録制のメールです。下記『防災メールの配信』を参照してください。
- エリアメール
壬生町内で緊急連絡を要する災害が起こった際に、町内の携帯電話にメールを一斉に送信します。

河川監視カメラの設置

3か所にカメラ子局を設置しています。このカメラの画像は、壬生町の公式ウェブサイトにある防災WEB上で見ることができ、河川の状況を把握することができます。

- ・ URL <http://www.bousai-mibu.jp/bousai/ksndata/>
- 黒川（羽生田学童橋付近）
- 恵川（黒川合流部付近）
- 黒川（地藏橋付近）



防災メールの配信

役場にて放送した拡声子局からの案内と同じ内容を、携帯電話やパソコンなどにメールで配信します。事前登録が必要ですので、次により登録ください。登録方法は、携帯電話・パソコンなどから下記QRコードやURLへアクセスしてください。

・ URL <http://www.bousai-mibu.jp/mail/pub/>

・ QRコード



防災サイト等


- ・ 気象庁（災害情報や気象警報、雨雲レーダーなど） <http://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html>
- ・ 栃木県防災HP（防災情報） <http://www.pref.tochigi.lg.jp/kurashi/bousai/realtime/index.html>
- ・ 壬生町公式ウェブサイト（支援情報など） <http://www.town.mibu.tochigi.jp/>
- ・ 壬生町防災WEB（緊急情報や河川水位情報） <http://www.bousai-mibu.jp/>
- ・ 災害時の電話利用方法 <http://www.tca.or.jp/information/disaster.html>
- ・ 東京電力（停電情報や無料のスマートフォンアプリによる停電・雨雲レーダーの紹介） <http://teideninfo.tepco.co.jp/>



壬生町防災行政無線に関するお問合せは

総務課 消防防災係 ☎81-1808

1月16日～ 2月15日

行事	栃木県小学生駅伝競走大会（1月27日） 栃木県都市町対抗駅伝競走大会（1月27日）	 <p>栃木県都市町対抗駅伝競走大会</p>
-----------	--	---

1月

		こども	おとな
16	水	なかよし相談（9：30～ 保健福祉センター） おっばい相談（10：00～ 保健福祉センター） プチ工作（15：00～ 児童館）	
17	木	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・にこにこコース） （10：00～ 児童館）	人権・行政相談（13：30～ 保健福祉センター）
18	金	離乳食教室（10：00～ 保健福祉センター） ハイハイレース（14：30～ 子育て支援センター）	
19	土	ベビーマッサージ（10：30～ 子育て支援センター）	
20	日		
21	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁住民課・税務課・子ども未来課・健康福祉課）
22	火	未就園児親子対象教室（なかよしルーム・きらきらコース） （10：00～ 児童館） 1歳6か月児健診（13：00～ 保健福祉センター）	
23	水	はじめての児童館（10：30～ 児童館） プチ工作（15：00～ 児童館）	
24	木	ベビーチャビー（9：30～ 子育て支援センター） 未就園児親子対象教室（なかよしルーム・にこにこコース） （10：00～ 児童館）	
25	金	チャビー（9：30～ 子育て支援センター） マミータイム（10：00～ 児童館）	
26	土	ベビー・チャビー合同（9：00～ 子育て支援センター）	
27	日	栃木県小学生駅伝競走大会（9：00～13：00 栃木市総合運動公園）	栃木県都市町対抗駅伝競走大会 （宇都宮市→壬生町→栃木市（往復））10：00～13：00
28	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁住民課・税務課・子ども未来課・健康福祉課）
29	火	3歳児健診（13：00～ 保健福祉センター）	
30	水	プチ工作（15：00～ 児童館）	12・1月分上下水道料金口座振替日（9：00～ ）
31	木		1月の納税等 納期限

2月

1	金		壬生町シルバー人材センター新規会員の入会説明会 （13：30～ 壬生町シルバーワークプラザ 研修室）
2	土	児童館節分会（10：00～ 児童館）	
3	日	みぶっ子カルタとり大会	
4	月		窓口業務時間延長日（17：15～19：00 本庁住民課・税務課・子ども未来課・健康福祉課） 人権単独相談（9：30～ 役場ひばり館A会議室）
5	火	4か月児健診（13：15～ 保健福祉センター）	
6	水	地域支援活動（10：00～ おもちゃのまちゆうゆ館） プチ工作（15：00～ 児童館）	
7	木		
8	金	ベビーマッサージ（14：30～ 子育て支援センター）	
9	土	ベビー・チャビー合同（9：00～ 子育て支援センター）	
10	日		
11	月		
12	火	10か月児健診（13：15～ 保健福祉センター）	12・1月分上下水道料金納期限（納付書）
13	水	おっばい相談（10：00～ 保健福祉センター） 地域支援活動（10：00～ おもちゃのまちゆうゆ館） プチ工作（15：00～ 児童館）	
14	木		人権・行政相談（13：30～ 稲葉地区公民館）
15	金	ハイハイレース（10：30～ 子育て支援センター）	



毎月第3日曜日は
ふれあい育む
家庭の日

毎月第3日曜日は家庭の日です。
この機会に家族の絆を深めてみませんか？
※一部施設で優待制度があります。（詳細は県HP参照）
◎問合せ 教育委員会事務局生涯学習課（☎81-1873）

1月の納税等

- 町県民税……………（4期）
 - 国民健康保険税……………（7期）
 - 介護保険料……………（7期）
 - 後期高齢者医療保険料……………（7期）
- 納期限 1月31日（木）

11月17日(土)児童館の倉庫の南側壁面に【てのひらアート】を実施しました。小学生たちが郷土愛を育む事を目的として栃木青年会議所が主催し行いました。近隣の睦小学校と壬生東小学校の生徒と栃木市の小学生合わせて15名が参加。手形を押して虹を描き、壁画を完成させました。

小学校生活の思い出の1つとして自分が描いた絵を大人になった時に思い出し、自分の子どもたちに伝えて欲しい。そして自分が生まれ育った町を誇りに思っていて欲しいと願いが込められています。

【てのひらアート】を実施しました



「てのひらアート
～てのひらでつくる未来への軌跡～
この作品は壬生町の許可を得て、
地域の小学生が作製したものです。
2018年11月
(一社) 栃木青年会議所



あやか 彩花ちゃん (H27.10.8生)
まつもとりんか 松本梨花ちゃん (H30.1.25生)
ゆいか 唯花ちゃん (H25.4.23生) (虹の杜)



なかやまそら 中山桜空ちゃん (H29.1.12生) (安塚中央)



やまだいちか 山田依愛ちゃん (H30.1.16生) (落合)

みんなの広場



ひろき 裕紀くん (H30.5.7生)
もり はると 森陽都くん (H25.1.4生) (上新町)



くろがねこうすけ 黒川煌介くん (H28.1.11生)
りくと 睦斗くん (H29.12.28生) (落合)

今回は3月生まれのアイドルを募集します。

【締切】1月25日(金)

【必要事項】氏名(ふりがな) (複数のアイドルが写っている場合はそれぞれ分かるように明記してください)、保護者名、生年月日、住所、電話番号

【申込方法】町公式ウェブサイトの、わが家のアイドル送信フォーム <http://www.town.mibu.tochigi.jp/idol/> から申込みができます。役場総合政策課、稲葉・南犬飼出張所、子育て支援センターでも受付けています。

【申込先】壬生町総務部総合政策課情報広報係
〒321-0292 壬生町通町12-22
Eメールアドレスsougo@town.mibu.tochigi.jp

【備考】写真は掲載後、原則お返しできませんのでご了承ください。また、町子育てサイトのトップページにもお写真を掲載いたします。



—お詫びと訂正—

■広報みぶ12月号裏表紙「まちのうごき」にて、「●総世帯 15,989(▲16)」と記載ありましたが、正しくは「総世帯 15,899(▲16)」でした。お詫びして訂正いたします。

【まちのうごき】●総人口 39,518人(▲23) 男 19,649人(▲19) 女 19,869人(▲4) ●総世帯 15,906(7) ()内は前月比 平成30年度11月末現在

広報みぶ 1月号 No.716 平成31年1月1日発行

発行人/壬生町役場 〒321-0292 栃木県下都賀郡壬生町通町12番22号 編集/総務部総合政策課情報広報係 電話0282-81-1814 FAX0282-82-8262 町公式ウェブサイト <http://www.town.mibu.tochigi.jp>

環境保護のため再生紙を使用しています。